



平安時代の鼠の諸相 一怪異占の背景一

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-11-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中島, 和歌子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00007502

平安時代の鼠の諸相

——怪異占の背景——

中 島 和 歌 子

はじめに

鼠は、現代では洋の東西を問わず可愛いらしいキャラクターとして定着している。その可愛いらしいという感じ方は、平安時代に既にあった。『枕草子』(三巻本)の類聚的章段「花の木ならぬは」では、「ねずもち(ねずみもち)の木」の「いみじうこまかに小さき」葉を、「をかし」と評している。また「うつくしもの」では、本来人間に對するいとおしいと思う感情を表わす「うつくし」を、「ねず鳴きするにをどり来る」子雀の姿に用いている。後者は、「むつかしげなるもの」の「巣」の中の「鼠の子」と共に(以上、第四節に再掲)、松尾芭蕉の発句「雀子と声鳴かはす鼠の巣」(『韻塞』)を産む。『枕草子』の二例は、その小ささに因んだ木の名や鳴き声の真似であつて鼠そのものではないが、鼠に関わる好意的な、特に愛玩的な感情を明記した早い例として注目される。

しかし、平安時代において鼠の行動は、凶兆ではないかと人々

に不安感を与える現象「物怪」(怪異・怪・異・もののかとしさとし)の一つでもあった。本稿では、平安時代の鼠の例を多角的に見た上で、最後に「物怪」の例を取り上げる。

鼠は、源順の弟子、源為憲が編纂した平安貴族の基礎知識を暗誦する為の幼学書『口遊』にも挙げられているように、十二支の「子」に当たるほか、一日を三十六等分した時間帯を表わす「三十六禽」の一つでもある。

○『口遊』陰陽門⁽¹⁾

魚、鮫(みずち)、竜、貉(むじな)、兔、狐、虎、豹(ひょう)り、狸(すつばん)、
蟹(かに)、牛、犂(ぎん)、鼠(ねずみ)、鷺(さぎ)、猪(いのしし)、豚(ぶた)、狼(ろう)、豺(さい)、
羆(めい)、狗(いぬ)、雉(けい)、鶏(けい)、鷦(せん)、
鳥(おと)、猴(こう)、猿(さる)、狹(ゆう)、鷹(がん)、鷹(よう)、
之(の)、卅六禽(さんろくきん)。

子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥(謂之、十二神)。

三十六禽は、「五行大義」第五卷「第二十四一論禽蟲・第二
者一論三十六禽」が出典で、陰陽師が占術に用いる六壬式盤の

うち、地盤に刻まれていた。『新猿楽記』の陰陽師の描写にも、「十二神将を進退し、三十六禽を前後せしむ」と見える所以である。対の「十二神将」は、後に仏教のそれと習合するが、ここでは天盤上の「十二月将」を指す。式神の原義である。「三十六禽」の他の例は、管見に入っていない。

十二支は、方位・時刻や、十干との組み合せで年・日を表わすが、特に「子」は、向井去來の鼠尽くし「鼠の賦」(風俗文選)三・賦にも、「つくづく汝が思きを思へ」(日よみの初に呼れて、位司いやしからず／百敷のかしこきも、甲子をむかへて、年の号あらため給ふぞかし／あら玉の、春立かへれば、子の日の御賀あり」とあるように、十二支の筆頭であり、正月の年中行事「子の日」がある。「子の日」には、平安中期以降、小松を引き長寿を祈つた。

しかし、同じ正月の年中行事で、日本独自の縁起物である「卯杖」においては、少なくとも院政期には、作物所が天皇に献上する際、天皇の八卦忌の吉方である生氣の方角の鳥獸を桃の木で象つた作り物も、高机二脚の上の洲浜に置いたが、生氣が乾く西北(戌亥)の年は、「犬」ではなく「猪」を作り、坎(亥)・午(子)の年は、「鼠」ではなく、二番手の吉方の養者の離(卯)・南(午)の「馬」を作つた(江談抄)第二・正月乙・卯杖事)。つまり、馬・羊・牛・鶏・龍・兔・猪の七種の中から、天皇の年齢に当るものを選んで作つたのである。鼠や犬が避けられたのは、やはり怪異を起こしやすいことが一因である(犬は触穢の大きな原因もある)。これは、鼠のイメージが良くない一例である。

本稿では、このような捉え方の背景を明らかにする為にも、平安時代人と鼠の関係の全体像を明らかにしたい。なお「鼠」を含む他の動物「海鼠」「鼴鼠」「偃鼠」「鼴鼠」「鼴鼠」については、網羅的には扱わないが、必要に応じて言及する。

一、身近な生態

平安時代の鼠について、文学作品と史料の違いを問わず、生態を捉えた例から見ていく。基本的に、特に典故などの無い、熟語化していない例である。

(一) 天敵の鳥に獲られる——鷹・鳶

まず天敵から見ていくと、『万葉集』卷十七の大伴家持の和歌の左注にも見えるように、『鷹』が鼠を捕えた。このことは、平安時代には、物名歌という特殊な例ではあるが、和歌そのものに詠まれている。「おし」は鼠取り、「あゆかすな」は揺らし動かすな、の意である。

○鷹の餌に何を餌はまし構へつるおしあゆかすな鼠取る
べく(藤原輔相『藤六集』一六・押し鮎)

○はし鷹の置餌にせんと構へたるおしあゆかすな鼠取る
べく(拾遺和歌集)物名・四一〇・押し鮎・輔相)

なお後者と後掲の『拾遺集』の物名歌もう一首、計二首が、八代集中の「鼠」の例のすべてである。「鼠」は勅撰集とはほぼ無関係であると言つてよい。また『古今和歌六帖』の歌題にも、「鼠」は挙げられていない。第五帖の「細形錦の紐を解

き放けてあまたは寝すみ ただ一夜のみ」(紐・三三四〇)は、

『日本書紀』允恭天皇八年二月条の衣通郎姫の歌では「寝ずに
(泥受述)」であり、鼠を指すわけではなかろう。類題和歌集
の題としては、後掲の和泉式部の歌を収める中世の『夫木和歌
抄』を待つ。

また鼠は、第三節の冒頭に掲げる『藝文類聚』中の『莊子』
にも見えるように、トンビの餌食にもなつた。『扶桑略記』同

日条にも、「公卿政後、着侍從所後、鷗一隻飛入、取鼠、落中
納言清貫卿肩」とある。

○『日本紀略』醍醐天皇・延喜十三年(九一三)八月十四日

癸未条

巳刻、從翼角、鷗鷗一双飛入、一鷗取鼠飛過間、共墜于權
中納言藤原清貫肩上。可謂怪。

この出来事は、「怪」とされているが、その後の対応は不明
である。藤原清貫(八六七~九三〇)は、藤原時平らと共に『延
喜式』を編纂した一人だが、特に延長八年(九三〇)六月二十
六日、清涼殿への落雷に打たれて薨去したことで知られる(『日
本紀略』『扶桑略記』同日条)。

「鳶」が鼠を捕まえることは、平安時代の光景としても恐ら
く珍しいものではなかつただろうが、第三節(四)に掲げる『本
朝無題詩』卷二「賦鼠」を除き、詩歌の例は未見である。『莊子』
の「腐鼠」を踏まえた漢文の例については、後述する。

(二) 天敵の獸に獲られる

——猫・鼬・蛇・附「窮鼠猫を齧る」「鼬の間の鼠」

地上の天敵では、「猫」が代表的である。清涼殿の左端、南
北二間の朝餉(きあがれ)の間の北端の襖障子にも、「猫」が描かれていた。

○『禁秘抄』上・中殿(清涼殿)・朝餉

二間(中略)台盤所方障子、和絃。御手水間ノ方障子、
画猫。(後略)

人が鼠に噛まれた際の治療法の中に「猫の糞」を用いたもの
があるのも(第六節(三)『小右記』)、両者の関係に基づくの
だろう。これも、詩歌の例は、後掲「賦鼠」以外、管見に入つ
ていい。⁵以下、散文の例である。

○『三教指帰』卷中・虛亡隱士論(一一三頁)

隱曰、「(中略)今卿相、明臣僕。始(權勢のある時は)如
鼠上之猫、終(衰微すれば)為鷹下之雀。恃(たのみ)草上露、忘
朝日至(たのみ)憑枝端葉、忘風霜至。(後略)」

○『宇多天皇御記』寛元元年(八八九)二月六日条

朕、閑時、述猫消息。曰。驪猫(黒猫)一隻。(中略)亦
能捕夜鼠、捷於他猫。先帝(光孝天皇)愛覩數日之後、賜
之于朕。朕、撫養五年、于今。(後略)

○『今昔物語集』二八一三「大藏大夫藤原清廉、怖猫語

今昔、大藏の丞より冠り給はりて、藤原の清廉と云ふ者有
き。大藏の大夫となむ云ひし。其れが、前世に鼠にてや有
けむ、極く猫になむ恐ける。(後略)

なお、右の『今昔』の話は、広大な莊園領主の清廉の前世と

される「鼠」が、「猫」を恐れること以外に、「藏」に住むことや、物を搔き集めること（「清廉」とは逆）も、類似点として看過できない。

以上のように、平安時代の鼠の天敵としての「猫」の例は、文学作品に限らず管見にはあまり入らなかつたが、平安末期の藤原孝範編の幼学書『明文抄』の四・人事部下には、「禽因覆車（史記）、鳥厄帰人、滴水凌高（後漢書）、窮鼠齧狸（塙鉄論）」のように、「塙鉄論」の「窮鼠猫を齧む」が挙げられている。また、これより前に「溷牛之斬、不可處以烹鶏。捕鼠之狸、不可使之搏獸。（後略）（帝一）と『帝範』審官第四も引かれている。

なお中世には、鎌倉初期の『古今著聞集』二〇一六八七「或る貴所の飼ひ猫、鼠雀等を取るも食はざる事」に、「しろねといふ猫」は「鼠・すずめ」を捕らえるが、「人のまへにてはなちける」という話が見える。また、尊經閣所蔵「興福寺牒状」に、北嶺比叡山延暦寺と南都七大寺の関係の比喩として、「三塔の鼠聚まと雖も、豈に七寺の猫の敵とならんや」とあるのにも、両者の関係を踏まえたものである。

一方「馳」は、次のような例が、仮名の物語に見られる。熟語化しているが、漢文を含め他書には見出せない。「鼠」ではなく、「馳の無き間の紹誇り」とも言うことを、『新編日本古典文学全集』頭注が指摘している（3）一八〇頁）。

○『うつほ物語』菊の宴（2）五五頁）

大宮（朱雀天皇姉、東宮叔母、あて宮の母）、「（中略）や

地には、鼠の心地もすべかられ。（後略）」

○『うつほ物語』国譜・中卷（3）一五五・一八〇・一八一頁）

おとど（正頬）、「後生ひの恐ろしかりしかば。耳はすばりにしを（老いて耳も聞こえにくくなつたが）、今宵は『馳の間』とこそ聞きたまへけるは。（後略）」とのたまひて、笙の笛を（仲忠に）奉りたまふ。（中略）おとど（兼雅）、「（仲忠に）消息申したりしは、後の宮よりのたまふことなむありし。（中略）（梨壺を）今宵なむ参らせむと思ふ。

藤壺（あて宮）参りたまひなば、（梨壺は）装束の薫物のやうなるべし。馳の間の鼠としも仕うまつれとてなむ」「鼠」は、常に「馳」を恐れているが故に、「馳の間」つまり「馳」がいなない間の「鼠」は、安心して振る舞うことができる。よつて「馳の間の鼠」とは、「自分よりも強い者がいない間だけは幅を利かせている」（笠間書院『王朝文学文化歴史大事典』諺・陣野英則氏）の意であり、逆に「馳の間なき心地」は、優位にある者を恐れ怯えて過ごす心理状態である。

天敵としての「馳」は、後掲（五）の『注好選』、第四節の『散木奇歌集』の短連歌にも見えている。

その他には、「蛇」も鼠の天敵であった。次の話では、信濃守の経供養により、共に忉利天に転生する。

○『法華驗記』下一二五「信濃國の蛇と鼠」（句読点は私

意により変えた。『今昔』一四一の出典)

信濃長官某、一任事終、即以上京。途中、有蛇。（くわなは）

許。守俱（守と俱して）、到来。件蛇、夜、宿御衣櫃下、昼、

立前後、來。人々、奇念、事由、申守。或人、白云、可

殺此蛇。守、即制止、不令殺蛇。守、發祈詞、「若信濃神

歎、若靈鬼崇歎。付人宣説、夢中示現（人に付きて宣べ

説きて、夢の中に示現せよ）。其夜、守、夢。着斑水干

男、跪居前、言、「年來、怨敵男、籠居衣櫃中。為害彼男、

日者、副來。若得彼男、從此罷還（若し彼の男を得れば、

此より罷り還らむ）。守、夢覺畢。則、知蛇所告。明朝、

見衣櫃之底、有老鼠。怖畏形、屈居。人々、申云、「此鼠、

放捨。守、有慈心。若捨此鼠、為蛇所呑。故、不可放。守、

為救蛇・鼠、忽於一日内、書寫法華經、開講供養。其夜夢

中、二男、着於鮮白妙衣、形貌端正、敬啓守言、「我等生々、

結怨敵心、殺害。今、依貴善根、免我等罪報、可生忉利天。

此廣大恩、生生世々、可奉報尽。作此言已、二人昇天。

有妙音樂、滿虛空界。夢覺。明朝、蛇・鼠俱死矣。

以上のように、平安時代の鼠は、空からは「鷹」「鳶」に狙われ、地上では「猫」「鼴」「蛇」に狙われ続ける弱い存在であった。

（三）糞をする、「鼠矢」

鼠は、あらゆる所に「巣」を作り、そして「糞」をする。これらは、場所によつては「物怪」と解される、「鼠」の属性・

習性の一つである。漢語では「鼠矢」と言い、日記に例が見られる（第六節（二）『小右記』）。漢文でも、大江朝綱が、藤原

師輔の為の天暦三年（九四九）三月十六日付の辞表の中で、老病で参内もしなくなつたことの描写の中に用いた。

○『本朝文粹』卷五・表下附辞状・一三一・致仕・後江相公・

同（為貞信公請致仕）第二表

況去天慶七年（九四四）以来、薬石不靜、行歩已衰。朝天

之服空匱、塵滿匣中。向闕之車徒拋、鼠印茵上。

次は、有名な平中滑稽譚の一つの墨塗り譚である。鼠の「糞」が手に入りやすいこと、臭いことが前提となつてゐる。それゆえに、逆に香木の「丁子」とすり替えられたことが、意味を持つ。悪臭のする不潔な物ではあるが、物自体に、それ以上のマイナスイメージは無いことに留意しておきたい。特別に禍々しい物でもないのである。

○『古本説話集』上一十九「平中事」

また、畳紙に丁子入りたり。瓶の水をいうて、墨を濃く

すりて入れつ。鼠の物をとり集めて、丁字に入れ替へつ。

（中略）曉に帰りて、心地悪しげにて、睡を吐き、臥した

り。『畳紙の物の故なめり』と妻は聞き臥したり。

なお、「鼠」に関わる小便についての諺と語源譚が、後掲『注好選』に見えるが、他書では未見である。

（四）巣を作る、子を産む 附 白鼠の超能力

鼠が「穴」に住むことは、上代に散見するが、平安時代にも、

次のような例がある。「穴鼠」の熟語については、第三節（五）で扱う。

○『倭名類聚抄』卷十八・毛群部第二十九・毛群名・鼠

『四声字苑』云、鼠 〔昌与反、和名禰須美〕 穴居小獸、種

類多者也。

また、上代の五行占の例（『日本書紀』天智天皇元年四月条）

の「馬の尾」のよう、鼠は貴族達にとつて身近な物の隙間、暗がりに子を産みつけた。穴に類似する。この属性については、

和歌の例が比較的多い。とは言え、次の四例の最初は、紀友則

もしくは前掲（一）の二首と同じ輔相による「鼠」を詠み込ん

だ物名歌、二例目は、陰陽師賀茂保憲の女（つまり光栄や慶滋保胤の姉妹）の家集の序で、共に特殊な例と言える。三例目は、藤原道長が、息子の教通の子（静円）を産んだ小式部内侍を見て詠んだ歌で、四例目は、小式部内侍の母で、彰子女房の和泉式部が、それに応じたものである。

○年を経て君にのみこそ寝住み（鼠）つれ異腹（琴腹）に

やは子をば成すべき（『友則集』七〇／『拾遺集』物名・

四二一・鼠の、琴の腹（胴）に、子を産みたるを・輔相・

二句「君をのみこそ」五句「子をば産むべき」

○日をふる雨多かれど、苗代水に争ふほどに、夏になりぬれば、はじめを防ぎし火桶を、むばたまの暗きすみに置きて、

鼠の巣になし、風無きあなたに捨てたり。蝙蝠は時に合ひて、薄き衣をたちきるとて、楸をまねびて、卯の花白襲

ところどころほころびて（後略）（賀茂保憲女集）序

○嫁の子の子鼠いか（五十日）がなりぬらんあな（穴）うつくしと思ほゆるかな（和泉式部集）六一四・入道殿

（道長）の、小式部の内侍、子産みたるに、のたまはせたる／『夫木抄』雜部九・動物部・鼠・一三〇五三・小式部内侍を御覧じて、和泉式部に遣はしける・法成寺人道関白

○君にかく嫁の子とだに知らざれば此（子）の子鼠の罪軽きかな（同右・六一五・御返し／同右・一三〇五四・御返し・和泉式部・三句「知らるれば」）

漢語「鼠子」は罵る言葉であるが（『東觀漢紀』卷七・伝二・城陽恭王社）、贈答歌の「子鼠」は、小さくか弱い両者の孫である。子鼠そのものを詠んだのではなく、また、息子の妾妻とその子に対する幾分の軽視は含むだらうが、道長が自らの孫（正妻源倫子腹の次男の子）の比喩として用い、「あな、うつくし（ああ、いとしい）」と言っていることから、嫌惡の対象としていなることは確かである。本稿冒頭でも触れた『枕草子』の「ねず鳴き」などに通じる感覚と言える。もし子鼠に對して可愛いという認識が全く無ければ、このようには言えないだろう。

道長の歌が、「鼠」に對して「うつくし」の語を用いた、管見に入った最も早い例である。道長は、鼠をカワイイと言つた点でも、日本文化の創始者なのである。和泉の返歌は、小式部を「嫁」と認めて「嫁の子」と呼んでいただけるとは、この「子鼠」は果報者だと喜ぶ内容である。

また、道長歌の「嫁の子」という熟語は、「嫁の君」と同じく、鼠の異称である。後掲（五）の『定頼集』の例と共に、ごく初

期の例だが、道長歌では「嫁の御」⁽⁶⁾であるかもしれない。

さて、これらには、産穢の意識が全く窺えない（後掲の『枕草子』も同様である）。道長の日記『御闇聞白記』にも、「犬の産」による穢れは散見するが、「鼠」は後掲の比喩にしか見えない。平安時代の他の史料でも、鼠の産そのものが見えず、多産に注目された「犬」や中国の「兎」とは異なっている。なお「犬」は、六畜の一つで産穢・死穢を起こす一方、多産や丈夫さから、「犬宮」（『うつほ物語』仲忠の娘）、「犬君」（『源氏物語』若紫の女童）、「犬丸・宮犬丸」（藤原行成二男実経・三男行経）のように、幼名に用いられた。しかし「鼠」の付く平安時代の名は、幼名に限らず未見である。

また、『古事記』の大国主の火難の末尾にも見えた、鼠の多産という性質については、前掲『保憲女集』序の「鼠の巣」という表現、後掲『枕草子』における「鼠の子」「巣の中」ととなる事なき人の、子などあまたの繋がりや、次の説話に若干窺える程度で、他の三首は無関係である。

○『注好選』下一六「五百の老鼠は羅漢果を得」（原漢文。

改行した。『今昔』四一九出典）

正法の時に、僧一人房に在り。常に法化経を誦す。房の天井に五百の老鼠有り。日々に経を聞くこと数年なり。時に六十の狸の為に、一夜に悉く食せらる。五百乍ら忉利天に生る。天の寿尽きて舍利弗に値ひて阿羅漢果を証し、遂に惡道の苦に墮ちず。慈尊（弥勒）の出世の時に大果を証して、無生忍を得、分身して施し、仏事を作して衆生

を利益すべし。何に況むや、人有りて信を生じ、此の経を聞かば、更に果を得て成道疑ひ無し。

又外典の『抱朴子』（内篇・対俗）が曰はく、「白鼠は、寿三百才に満つるとき、即ち色白し。百才の初めより白むなり。白鼠と成れば、善く一年の内に吉凶并千里の外の事を知る。名づけて神と曰ふ」。鼠の耳（耳孫・子孫）は季春に増す。火鼠は炎州に育る。其の皮を取りて衾と為すなり。火鼠は風に当たれば即ち死す。鼠大きなる鑊に入りて、三年金の氣を浪ひて命を存す。常に一つ處を以て小便を為す。小便に鑊の尻朽ち破れて、其より鼠出づるなり。時によく、「励む鼠は鑊の尻を穿つ」と。右の波線部のうち「火鼠」と「炎州」については後述する。

「白鼠」は、次の類書又は出典の『抱朴子』に基づく。『延喜式』卷二十一・治部省・祥瑞には見えないが、祥瑞として、奈良時代末期の八世紀から九世紀にかけて、西日本の諸国から献上されたことが正史に見えている。

○『藝文類聚』卷九十五・獸部下・鼠

『抱朴子』内篇曰、「玉策記」称、「鼠、寿三百歳。満一百歳者、則色白。善憑人、而卜。名曰仲。能知一年中吉凶及千里外事也（能く一年中の吉凶及び千里の外の事を知る）」。

鼠は、寿命が「三百歳」であり、「一百歳」になると白くなり、人に乗り移つて占いをし、その年の「吉凶」や、「千里の外の事」を知るという。予知能力及び千里眼である。『藝文類聚』は、

初唐の欧阳詢等編で、『日本書紀』等の文節に用いられた。出典の『抱朴子』内篇・卷三・対俗にも、確かに同文が見える。なお、盛唐の徐堅等編『初學記』卷二十九・獸部・鼠第十四は、「事対」にのみ「肉万斤、寿三百」とある。

(五) 物を齧る・喰う——人、装束、紙、調度、道具

鼠は、種々の物を齧り喰う。当時の動詞では「食む」という。

この属性・習性は、思わぬ所に子を産みつけることと同様に、「怪」やさらに「災」にもなり得る。
「人」を喰むこともあった。藤原実資の娘も「指」を齧られていた（第六節の（三）『小右記』万寿二年十一月二十八日条）。次は、その際の処方の一つである。

○『医心方』卷十八・治鼠咬人方第三十四

『医門方』、療人被鼠咬、諸処皆腫。經年月、不癒。其咬處、有亦脈者、是也。豆辛十二枚、合皮切、以水二升煮、取一升、去滓、頓服了。并嚼敷瘡上、立癒。

但し、「人」は例外的で、鼠が齧つて損なつた例が最も多いのは、装束である。絹は動物性、麻などは植物性だが、鼠はその違いを問わない。

○脱ぎ（他本「縫ひ」）換ふる袖を伝へて藤衣見るも涙の

たよりなりけり（『相模集』一八六・服におはする人のゆかたびらの袖を、鼠の損なひたれば、解きかへて、古きがとまりたるを見るも、あいなうあはれにて）

相模は、清少納言の息子橘則長の妻であり、家集には『枕草

子』を踏まえた歌が散見する。清少納言は、道長や公任の同年の康保三年（九六六）丙寅生まれと推定されており、和泉式部との和歌などの贈答も、複数回行つた。次も、貴族の邸宅、道綱邸での被害の例である。「其れ」とは、「物可咲く云て、人咲はする侍」の「内藤」を指す。

○『今昔物語集』二八一四三「傳大納言烏帽子を得たる侍の語」

其れが其の家（道綱の一条の家）にて、夜る寝たりける程に、烏帽子を鼠の喰手持行て、散々に喰ひ損たりければ、取替の烏帽子も無くて、烏帽子を不為で、宿直壺屋に袖を被て、籠居たりければ、主大納言此を聞き給ひて

寺社でも、装束や「幡」などの布類が被害に遭つっていた。

○催馬染・律・老鼠

西寺（平安京の西寺）の老鼠（年寄り鼠）若鼠御裳食むつ（つみつ）の転）袈裟食むつ袈裟食むつ法師に申さむ

師に申せ 法師に申さむ 師に申せ

他にも、寺の資材を損なつた例が、『平安遺文』に見える。

○『広隆寺文書』仁和三年（八八七）『資材交替実録帳』

一通物章（中略）厨子肆基（中略）一基（高三尺、有堂町

倉、小々鼠食損）（後略）

一吳染（伎染）面形式拾壹頭（中略）「吳女」装束壹具（中略）袍右袖鼠所食損。（中略）「醉胡」装束柒具（中略）今技、无紵汗衫七領・合袴一腰、又一腰鼠食損。

『金比羅宮所藏文書』天元三年（九七九）二月二日条にも、

「幡六十流（卅四流為鼠喰損、故柔康大德所作）」とある。「怪」と見なされ占われた例については、後述する（第六節の（二）石清水八幡宮の諸例）。

しかし意外にも、「紙」を齧つたという例は、あまりにも日常的であった為か少ない。強いて挙げれば、次の『今昔』の例が、それに当たるか。日記にも一例見え、「指」を齧られた時と同じく、陰陽師に式占を行わせた（第六節の（三）『小右記』寛仁元年九月条）。

○『今昔物語集』一二一三四「書写山性空聖人の語」

円融院の天皇、位を去り給て後、重く煩ひ給ふ事有り。（中略）忽て（使者が）播磨國へ下る。其の日晚れて、摂津

の国の梶原寺の僧坊に宿しぬ。夜る、（中略）と思ひ臥たるに、上長押より鼠の走渡るに、枕上に物の搔き落とされたるを見れば、紙の破れ也。取て火の光にあて、見れば、経の破の落ち給へる也けり。

一方、中世以降は、前掲の催馬樂を踏まえた和歌を含め、「紙」を齧る例が散見する。元の催馬樂には「紙」の語は見えなかつた。西大寺のような大寺の「法師」の「御裳」や「袈裟」は、

「紙裳」ではなく絹製であったのだろう。

○厚裳 なごやが下の老鼠もとの紙衣 引きや捨つらん（覺ひたりけるを見て）

性法親王『出觀集』上・七八五・人のもとへ衣遣はすとて（紙衣引きぞ捨てつる老鼠 千代まで衣をかぶるべければ

（同・七八六・返し・法橋慶雅）

中世に、文学作品を含め鼠による「紙」の被害の例が散見す

るのは、仏教との関わりが考えられる。園城寺（三井寺）の僧の頼豪（一〇〇一）一〇八四が「鼠」に化したという説話も、その一つである。彼は、白河天皇の皇子誕生を祈願して実現させたが（敦文親王）、戒壇創設は延暦寺の反対により実現しなかつた。その後、怨念を抱いて断食して命を絶ち、怨靈となつて「鉄鼠」に化して延暦寺の經典を食い破つた。親王は四歳で衰記）。この説話の前提として、山門・寺門の対立があることはもちろんだが、鼠が多産であることや、經典を藏する寺では、鼠の害が他所よりも深刻であり、脅威であつたことも重要である。

さて鼠は、纖維以外に道具類も齧る。「古事記」でも、子鼠達が鏑矢の「羽」を食べ尽くしていた。前掲「脱ぎ換ふる」の歌の作者相模と同世代の藤原定頼（公任長男）に、次の歌がある。「嫁の子」は、前掲の道長が和泉式部に贈つた歌にも見えた。ここは、男の母親の数珠ゆえに、嫁と姑との関係が踏まえられている。やはり俳諧的で、例外的な歌である。

○嫁の子の 蓮の珠を喰ひけるは 罪失はむとや 思ふらん（定頼集）九六・尼上（定頼母）の蓮の数珠を、鼠の食

「鼠」の登場する説話でも、物の具を齧るという習性が踏まえられている。前者は、「夢」に現われた「鼠墓」に住む「大きなる鼠の金の色なるが三尺許なる」「鼠の王」が、祭祀の約束をした王を助ける話で、後者も王を救つた方法の一つが類似

する。

○『今昔物語集』五一一七「天竺の国王、鼠の護りに依りて合戦に勝てる語」

〔敵方の〕万の物の具、腹帯・手綱・鞦等皆鼠に食切られて、全き物一つ無し。亦、弓の絃・胡録の緒・絃巻等、皆食損じたり。甲冑・太刀・剣の緒に至るまで皆食切られ、軍皆裸にて着る物無し。象も馬も繋ぐ鉤無ければ、放れ逃げて一も無し。車も皆食損れにけり。

○同・六一九「不空三藏、仁王呪を誦して驗を現せる語」亦、諸の帳・幕の内に金色なる鼠俄に出来て、弓の絃を食切り反し、器仗も悉く用に不称す。

なお、鼠が「米」を齧るということは、上代の『歌経標式』には見られたが、和歌に限らず、平安時代の例は未見である。また「草」や「壁」を齧る例については、いずれも典故があるので、第三節で取り上げたい。

なお、本節（二）に掲げた清廉の話とも関わる、反故など、物を集めることについても、次の例があつた。噭ることのついでに挙げておく。

○『うつほ物語』藏開・上巻（2）四〇四頁

（仲忠が妻一の宮に）「そは、かぶき娘をこそ、かかること（降嫁）したまひけれな。さらばただ捨てられたまへるなり。さても（私の貴女への）心ざし浅きにあらざなりな。捨てさせたまふ好む鼠もあなり。（後略）

父に捨てられた貴女を愛する自分は物好きだとの冗談である。

（六）夜に騒ぐ

前項の物を齧ることや、無常の比喩（第三節「二鼠」「月の鼠」）となるせわしないことと関わるが、「鼠」は騒ぐ、音を立てるものである。夜間の例が目立つ。

『落窓物語』の姫君の部屋に、少将が初めて入ろうとした場面が、その早い例である。「格子」を上げる「音」がしたのを、姫君の侍女「あこぎ」が咎めたところ、少将の従者であり「あこぎ」の恋人でもある「帯刀」が、「犬」か「鼠」の仕業だと言つてごまかした上で、恋人を強く抱いて、姫君の元に行かないようになされた。この物語は、口実や方便などの「ごまかしが散見するが、これもその一つである。

○『落窓物語』卷一（三九頁）

あこぎ格子を上げらるる音を聞きて、いかならむとおどろき惑ひて、起くれば、帯刀さらんに起こさず。（あこぎが）「ここはなぞ。御格子の鳴りつるを、なぞと見む」と言へば、（帯刀は）「犬ならむ、鼠ならむを、おどろきたまふぞ」と言へば、「なでふことぞ。したるやうのあれは言ふか」と言へば、「何わざかせむ。寝なむ」と抱きて臥したれば、「あなわびし。あなうたて」と、いとほしくて腹立てど、動きもせず抱きこめられて、かひもなし。

ここでは、「格子」の辺りで「夜」によく「音」を立てる身近な動物として、「鼠」と「犬」が対になつてゐる。前述したように、「産」については、両者は対照的な扱いを受けていたが、この点では同等である。

和歌では「騒ぐ」ことを詠んだ例は後代にしか見られない。

後掲の無常を表わす「日月」の「鼠」の、土御門院の歌が早い。騒ぐ「鼠」は、「夜」だけでなく、「冬」という季節とも結びついていく。連歌の例は未見だが、「狐」と同様に、連歌や俳諧においてイメージが出来上がった可能性が大きいのではないか。

二、鼠の伝説

前節では、身近な鼠の姿を見た。逆に伝説における非日常的な例を、「鼠」を用いた比喩表現の前に、見ておきたい。伝説のうち、百歳になると白くなり、予知能力と千里眼を持つ「白鼠」については、既に第一節（四）末に『注好選』『藝文類聚』を掲げたので、ここでは省く。

（二）「炎山」 附モグラ（偃鼠・田鼠）

次の書に、鼠は「炎山」から生まれるという発想が見える。但し、前掲『注好選』や次項の例とは異なり「火鼠」との関係は無い。

○郭璞・山海經序

陽火出於冰水、陰鼠生於炎山（陽火は冰水より出で、陰鼠

は炎山より生ず）。

菅原道真の源勤哀悼の詩にも、「炎山」を「炎洲」とした例がある（「洲」は「山」と同じく平声）。勤は、融の同母弟で、元慶五年（八八一）五月十六日、參議・從三位、五十八歳で薨去した（『日本三代実録』同日条）。「宅」は西七条（七条・西七条）

大宮）にあつたが、道真の自注によると、薨去の数箇月後に焼亡した。「炎洲」は、火事で焼けた邸宅跡の土を指す。

○『菅家文草』卷二・九五・路次、觀源相公旧宅、有感。（相

公、去年夏末、薨逝。其後數月、台樹失火。）
一朝焼滅旧經營 一朝焼え滅びぬ 旧の經營

苦問遺孤何処行 苦に問ふ 遺孤 何れの処にか行く

残爐華塼苔老色 残爐の華塼（敷瓦） 苔の老いたる色

半燒松樹鳥啼声 半燒の松樹 鳥の啼く声

応知腐草螢先化 知るべし 腐草 螢先づ化ることを

且泣炎洲鼠独生 泣かなむとす 炎洲 鼠独り生ることを

泉眼石稜誰定主 泉眼（泉の湧き出る穴）の石稜 誰か定

れる主ぞ

飛蛾豈断繞燈情

飛べる蛾（思慕の情を断つことができない私） 豈（あに） 燈（とぼし）を繞（めぐ）る情（あはれ）を断ためや

頸聯については、『日本古典文学大系』頭注に、「腐った草が化して螢となり、焼けた土の中から鼠が発生するといわれる。物の変転はばかりがたく、如何ともすることができないことは悲しいことだの意。」とある。前者は、『礼記』月令・季夏之月（六月）の「鷹乃學習、腐草為螢」の後半を指し、これがそのまま七十二候の「腐草為螢」（宣明暦では「大暑」の第一候）とされている。これら、特に「炎洲」から「鼠」が生ずること

が、「物の変転」の例として引かれたのは、当然「旧宅」が「失火」により、焦土と化した為である。

道真は他に、散文で「腐鼠」を用いているが（第三節の（三）

『菅家文草』卷九、詩の中の「鼠」は、右の一例のみである。

『菅家後集』には、「鼠」は見えない。

次の「偃鼠」は、モグラであるが、同じく卑小なものなので、

参考までに挙げておく。道真は、『莊子』逍遙遊篇の最初の三

章に基づく「五言八韻」の古調詩三首を詠み、それぞれに「義理」を述べた小序を付している。次は、その三首目である。『明文抄』四・人事部下も、「鶴鳩巣林不過一枝、偃鼠飲河不過満腹へ庄子」と、当該箇所を引いている。

○『菅家文草』卷四（巻末）・堯讓章・小序

術曰、堯帝擎炬火浸灌之喻、將讓天下於許由。許由說鶴鳩

偃鼠之心、更歸堯帝於天下。

術べて曰く、堯帝、炬火の浸灌の喻へを挙げて、天下を許

由に譲らむとす。許由、鶴鳩・偃鼠の心（一枝に巣くい、

あるいはわざかな水で腹を満たして満足するので、天下な

ど不要）を説きて、更めて堯帝に天下を帰す。

モグラは、「偃鼠」の他に「田鼠」とも言う。これも、同じ

く七十二候の「田鼠化為鴉」（清明）の第二候に当たる。例

としては、『御堂閣白記』の自筆本である、寛弘九年（長和元年）

具注暦（陽明文庫蔵）三月十三日の注が早い。但し出典の『礼

記』は五經の一つゆえ、陰暦三月にモグラがイエバトになると、いう発想は、日本の知識人には上代から知られていたはずである。

○『礼記』月令

季春之月、（中略）桐始華はな、田鼠化為鴉（田鼠化して鴉）。

と為る）、虹始見、萍始生。

さらに、「鼴鼠（もぐらもち）」の表記もあるが、これは本草書に見える（後述）。

（二）「火鼠」と「火浣布」

さて、「鼠」と「火」の結びつきとしては、「炎山（洲）」から生まれることよりも、『神異經（記）』を出典とする「火鼠」が、諸書により知られていた。仮名文学作品にも見え、女性に

とつても身近な知識であった。特に、「火鼠之布」つまり「火鼠の皮衣」は、『竹取物語』の右大臣阿部御主人の求婚譚に、

後掲の箇所を含め六例見え、『源氏』絵合巻に、「阿部のおほしが千々の金を棄てて、火鼠の思ひ（火）片時に消えたるもいとあへなし」（238一頁）と、粗筋が引かれている。

○『藝文類聚』卷八十五・百穀部・布

『神異經』曰、南方、有火山。長四十里。生不燼木（燼け

ざる木を生やす）。昼夜、火然。得暴風、不熾。猛雨、不滅。

火中、有鼠。重、百斤。毛、長二尺余、細如絲。恒、在火

中、不出外、而色白。以水、逐沃之、即死。取其毛、織以

作布。用之、若垢汙、以火、燒之、即清潔也。

○『初學記』卷二十九・鼠（『藝文類聚』鼠にナシ）

『東哲發蒙記』曰、西域、有火鼠之布、東海、有不灰之木。

○『竹取物語』阿部の右大臣と火鼠の皮衣（39・41頁）
皮衣を見れば、金青の色なり。（中略）火の中にうちくべて焼かせたまふに、めらめらと焼けぬ。「さればこそ、異

物なりけり」といふ。大臣、これを見たまひて、頬は草の葉の色にてゐたまへり。

○『倭名抄』卷十八・毛群部・毛群名・火鼠（「鼠」）の直後。

『十卷本倭名抄』七は「比禰須美）」

『神異記』云、火鼠（和名比禰須三）取其毛、織為布。

若汚、以火、燒之、更令清潔矣（更めて清潔ならしむ）。

○雪白き富士の高嶺や古の煙の底に晒しける色

南方に火の山あり。わたり四十里。昼夜火あり、風雨にも消えず。火の中に獸あり。形、鼠の如し。重、百斤。毛の長、三尺。其毛を取りて布に織りなせり。色、雪に似たり。その布けがるる時は、火に焼けべきよくなると云へり。其の布の名をば火浣と云へり。（『百詠和歌』第十二・資財部・布・二三九・「浣火、有炎光」）

「火鼠」は、『藝文類聚』所引『神異經』によると、毛の「色」は「白」で、『百詠和歌』には「雪」のようだとある。『竹取物語』で右大臣が、当初の予算以上の大金で購入した偽物は、「色」も異なつてゐたのである（傍線部）。なお、「火の山」つまり「炎山」と「火鼠」の結びつきは、前掲の『注好選』の波線部にも、「火鼠は炎州に育る」とあった。

また、次の和歌の「火鼠の蝙蝠」という表現は、明治書院『和歌文学大系』（武田早苗氏担当）の脚注に、「火鼠の『皮』から『蝙蝠』を導いた」との指摘がある。注新書類には特に指摘がないが、「火鼠」と、次項に挙げる「鼠」が「蝙蝠」に化すという発想の組み合せもある。

○手馴れるれどなほ火鼠の蝙蝠（扇子）は暑さぞまさる置き（燠）やしてまし（賀茂保憲女集）夏・六五

さらに、前節で掲げた、同じ家集の序文の一節にも、「火鼠」が踏まえられている可能性がある。再掲しておく。

○（前略）夏になりぬれば、はじめを防ぎし火桶を、むばた

まの、暗きすみに置きて、鼠の巣になし、風無きあなたに捨てたり、蝙蝠は時に合ひて、薄き衣をたちきるとて、ひさぎをまねびて（後略）（『保憲女集』序）

保憲女が、「夏」には「火桶」が不要になることを述べるに当たり、特に「鼠の巣」になることを挙げるのは、それが実際によくあつたというだけではなく、前者で自らも詠んでいる「火鼠」の語による連想があるのではないか。

なお、「鼠」から「蝙蝠」への繋がりも、「夏炉冬扇」（『論衡』）逢偶「以夏進赤、以冬奏扇」の反転であると共に、「鼠」＝「蝙蝠」を踏まえるのかもしれないが、六五番歌の「火鼠の蝙蝠」ほどには、確かではない。

この序文は、他にも「柳の眉」など詩句を踏まえた表現が散見する。また、「柳の眉」（二八四段「三月ばかり、物忌しにして」）も「鼠の巣」も「枕草子」に見えており、表現や対象が近い。

（三）「千年鼠」が「蝙蝠」になる、「仙鼠」

ところで、平安文学に多大な影響を与えた『白氏文集』の「鼠」の例は、卷四の新樂府・○一七〇「黒潭龍」にも、「不知龍神

饗幾多、林鼠山狐長醉飽、狐何幸、豚何辜」と、「龍」の餌と

して見えるが、晩年の作に多い。例えば、卷六十八・三四四〇

「老病相仍、以詩自解」の「虫臂鼠肝猶不怪、鷄膚鶴髮復何傷」

は、「鼠」や「虫」の卑小さを前提とする『莊子』大宗師篇「鼠肝虫臂」を踏まえた、老骨の表現である。

また、晩年のみに見られる例に、「千年の鼠」が「蝙蝠に化す」、つまり「蝙蝠」は「鼠」の中の「仙」、「仙鼠」であるという表現がある。

○『白氏文集』卷六十八（『後集』卷十六）・三四七九・山中五絶句・洞中蝙蝠 五首目（全）

千年鼠化白蝙蝠 千年鼠は白き蝙蝠に化し

黑洞深藏避網羅 黒き洞に深く藏れて網羅を避く

遠害全身誠得計 害に遠ざかり身を全うして誠に計を得たるも

一生幽暗又如何 一生幽暗又如何

○『白氏文集』卷七十一（『後集』卷十七）・三六五一・喜老自嘲（老を喜びて自嘲す）・冒頭の六句

面黒頭雪白 面は黒くして頭は雪のごとく白し

自嫌還自憐 自ら嫌ひ還た自ら憐れむ

毛龜蓍下老 毛龜は蓍下に老い

蝙蝠鼠中仙 蝙蝠は鼠中の仙たり

名籍同通客 名籍は通客（隠者）に同じく

衣裝類古賢 衣装は古賢に類す

○『白氏文集』卷七十一（『後集』卷十七）・三六七一・禽虫

十二章 第十一（全）

一鼠得仙生羽翼

一鼠仙を得て羽翼を生ず

衆鼠相看有羨色

衆鼠相看て羨やみの色有り

豈知飛上未半空

豈に知らんや飛び上りて未だ半空ならざるに

已作烏鳶口中食

已に烏鳶の口中の食と作らんとは

但し三首目によると、「羽翼」が生え「仙鼠」となつても、

結局「烏鳶」の餌となることに変わりは無い（前節（一）参照）。

前項で述べたように、保憲女の「手馴るれど」の歌も、右の白詩の発想を踏まえていると考えられる。次の類書では、「千年」ではなく「百歳」となつてゐるが、「鼠」が老いて「蝙蝠」になるという発想は、これによつても平安貴族に知られていたであろう。

○『初学記』卷二十九・鼠（『藝文類聚』鼠にナシ）

鄭氏『玄中記』曰、百歲之鼠、化為蝙蝠。

平安時代の漢詩の例は未見だが、和漢兼作の藤原師通（道長曾孫）が、日記『後二条師通記』寛治七年（一〇九三）十月十日条の末尾で、「文集第六十八 千年鼠化白蝙蝠」以下、前掲『文集』卷六十八の絶句「洞中蝙蝠」の全文を引いており、その知識があつたことが確認できる。

また、「仙鼠」の語は、卷七十一の絶句をそのまま引いた鎌倉初期の『十訓抄』の例はあるが（傍線部が若干異なる）、他の文学作品には、次の『注好選』の例を除き、未見である。鼠に「羽」が生え、「蝙蝠」「仙鼠」になることが詩に詠まつていな

いのは、このような発想が、次節の例に見られるような述懐・卑下の心情とは結びつきにくいことが一因であろう。

○『注好選』下一二四 「蝙蝠は靈鳥と成る」

昔、人至らざる山寺に、老鼠有りて寺に住す。日暮れれば、即ち前の谷の至りて、羽を湿らして来りて、金色の面の像を飛び廻るに、古仏の色身（像）漸々に研かる。後の時に衆人来りて、金色の仏の面を見奉り、道心を發して合掌

礼拝す。即ち此の報を即身（この世ながらの身）に感ず。鷺と成りて自在に飛行して、物を食するに乏しからず。諸の鳥の怖れ無し。遂に天中に生れて（天界に転生して）快樂を受く。之に因りて、金色の仏を造らずとも、仏に莊嚴を加ふれば果報殊勝なり。

○『十訓抄』第六可存忠直事（忠直を存すべき事）一三〇

（前略）樂天書ることあり。一鼠得仙生羽翼 衆鼠看之 有羨色 可憐上天猶未半 忽作鳥鳶口中食 これ、ものをうらやむまじき心にや。

前者では、「老鼠」がまず「蝙蝠」になることは、題と傍線部の夜間に濡れた羽で飛び回るという描写から、自明とされており、次いで「鷺」になり、「諸の鳥の怖れ」から解放されるという。裏返せば、後者の引く白詩句にあるように、「羽翼」が生えても、「蝙蝠」のままでは、依然「諸鳥」に食われる弱い存在なのである。

なお後述するように、本草書などには、「蝙蝠」の異称として、「仙鼠」ではなく「天鼠」が見えている。これは、空中を飛ぶ

「鼠」の類の意で、特に伝説を踏まえたものではなかろう。

三、熟語——漢語・和語・典故有り

本節では、「鼠」の熟語、典故のある語句を取り上げる。あらかじめ述べておくと、人事の比喩は、他者に対する批判と自己卑下の述懐に見られる。その他には、無常の比喩の例が非常に多い。

『藝文類聚』鼠は、既に末尾の『抱朴子』の「白鼠」伝説を挙げたが（第一節（四）末）、他にも多くの書を引き、上代に続き平安時代も影響を受けているので、まとめて挙げておく。

○『藝文類聚』卷九十五・獸部下・鼠

（前略）『毛詩』（鄘風）曰、「相鼠、刺無礼也。衛文公、

正其群臣。而刺在位不承先君之礼儀也。相鼠、有皮。人而無儀。人而無儀、不死何為」。

又（『詩經』魏風）曰、「碩鼠碩鼠、無食我黍」。『詩義疏』曰、「樊光謂、即『爾雅』鼫鼠也。許慎云、「鼫鼠、五伎鼠也。今之河東、有鼫鼠。大、能人立前。兩脚於頭上、跳舞、善鳴。食人禾稼。逐、則走入樹空中。亦有五伎。（後略）」。左傳』曰（中略）。「晏子春秋」曰、「景公、問晏子、『治國、何患』。對曰、「社鼠者、不可、燻、不可、灌。君之左右、出壳寒熱。入則此周。此之謂社鼠也』」。

『莊子』曰（中略）。又（秋水篇）曰、惠子、相梁（梁に

璞。周人、謂鼠未腊者（未だ腊かざる）、為璞』。

相たり)。莊子、往見之。(中略) 莊子、見之曰、「南方有鳥。其名、鵷鵷。子(惠子)、知之乎。夫鵷鵷、發南海、飛至北海。非梧桐、不止。非竹实(『莊子』練实)、不食。非醴泉、不飲。於是、鳩(得腐鼠)。鵷鵷、過之。仰而視之曰、「嚇」。今、子、欲以梁國、嚇我(莊子)耶(梁國を以て、我に嚇せんと欲するか)」。

賈誼書(『漢書』賈誼伝)云、「鄙諺曰、欲投鼠、而忌器。

「抱朴子」内篇曰、「玉策記」称、「鼠、壽三百歲。滿一百歲者、則色白。善憑人、而卜。名曰仲。能知一年中吉凶及千里外事也」。(後略)

(一) 「壁」を「穿つ」——わび住まい、荒廃のイメージ
まず、熟語ではない「鼠」単独の表現から見ていく。第一節で「鼠」が種々の物を齧ることを取り上げたが、さらに「壁」をも齧つた。小野篁(八〇二~八五二)の詩句に例が見える。前掲の道真の例に先立つ、日本で「鼠」が詩に詠まれた早い例だが、詩の全体は残っていない。

○『和漢朗詠集』上・秋・虫・野・三・九

床嫌短脚螢声鬧
床(寝台)には嫌ふ短脚にして、螢の
声(しき)鬧(やかましい)ことを
壁厭空心鼠孔穿
壁(うが)には厭ふ空心(うつろ)にして鼠の孔

右の両句が引く『詩經』貴風「七月」中の「十月蟋蟀入我牀下、穹窒熏鼠、塞向墐戶(窒を穹しくして鼠を熏べ、向を塞ぎて戸を墐る)」による「壁の中のきりぎりす」は、秋らしさやわび住まいを表わすが、実態は蟋蟀の声が近くに聞こえるに過ぎない。篁の詩句も、「鼠」が「壁」に穴を開けることが、「短脚」という日本の「床」には無い物を用いた句と対になっている。詩ゆえに詠まれた例と言える。

(一) 「周の鼠・玉と鼠」『投鼠忌器』

——卑小さ、価値の無さ

「鼠」の卑小さ、価値の無さは、日本でも、史書や地誌の「穴」に住むという表現や、山上憶良・大伴家持の漢文での扱われ方など、上代から、諸書で確認できた。

『新編日本古典文学全集』の注に、後掲(四)の藤原敦光「賦

一方、次は、小さくとも侮れないという例である。「鼴」（あまくちねずみ・はつかねずみ）は、「鼠」の中でも小さい。『明文抄』五・雜事部にも、ほぼ同文「蚤虱雖細、困於安寢。鼴鼠雖微、猶毀郊牛」（魏文帝書）が見える。『藝文類聚』には無い。

○『初學記』卷二十九・鼠・事対「食鳥、毀牛」
魏文帝（曹丕）与王朗書曰、「早蟲雖細、困於安寢。鼴鼠雖微、猶毀郊牛」。

しかし、他の詩文では、基本的に卑小ゆえに軽んじるだけの対象とされている。

その一例が、前掲『藝文類聚』所引『尹文子』の「鄭人、玉の未だ理かざるを謂ひて、璞と為す。周人、鼠の未だ腊かざるを謂ひて、璞と為す」である。この「玉」と「鼠」に雲泥の差があることを前提とした故事が、空海の詩序と、藤原時平による「延喜格」の序文の末尾に引かれている。

○『性靈集』卷第一「遊山、慕仙詩并序」末尾

（前略）老鶴（年老いたカラス）同、黑色、玉鼠（玉の未だ理かざる）と鼠（と鼠ほど異なる）人心非我意、何得見人、腸（腸）

（前略）招喚同、周鼠之珍、懷慙類遼豕之獻（嗤ひを招くこと周鼠の珍に同じ、慙を懷くこと遼豕の獻に類す）。謹序。また、「投鼠忌器」（鼠に投するに器を忌む）つまり、鼠に物を投げ付けようとして傍の器を傷つけるのを恐れることは、君

主の側近を退治しようとして君主に害が及ぶのを恐れることの喻えである。同じく『藝文類聚』所引「賈誼書」つまり『漢書』賈誼伝の「鄙諺曰く、『鼠に投せんと欲して器を忌む』。此れ善き諺へなり。近器、尚ほ憚る。況や大臣の帝王に近づくを貴ぶにおいてをや」に拠る。『明文抄』には、より長く引かれている。

○『明文抄』一・帝道部下

里諺曰、「欲投鼠、而忌器」。此善諺也。鼠近於器、尚憚不投。恐傷其器。況於貴臣之主乎。在人之右、衆必害之（況

んや臣の主を貴ぶに於いてをや。人の右に在れば、衆くは必ず之を害す）。（已上同）（『漢書』賈誼伝）

このように「投鼠忌器」は、類書・幼学書に見え、基礎知識であったことが確認できるが、用例は未見である。

（三）「碩鼠」、「腐鼠」、「社鼠（社の鼠）」、「鼠輩」

——擬人、非難もしくは卑下

以上は「鼠」単独の典故のある表現だが、次に「鼠」の熟語の例を見ておきたい。

まず「碩鼠」は、大きな鼠の意で、『詩經』魏風のむごい君主に喻えた詩（八句三章）に始まる。前掲『藝文類聚』に『詩經』他が引かれていた。『白氏文集』卷十九・一二二九「卜居」にも、「遊宦京都二十春、貧中無處可安貧、長羨蝸牛猶有舍、不如碩鼠解藏身」と詠まれている。『明文抄』四・人事部下は「古人云、多為小善、不如熟一碩鼠五能不或伎術（顏一）」と『顏氏家訓』を引くが、これも平安時代の用例は未見である。

さて、「碩鼠」以外は、やはり「鼠」が卑小な存在であることに因む。

「腐鼠」つまり腐った鼠、ないしドブネズミは、第一節（一）でふれた家持歌（『万葉集』卷十七・四〇一）～四〇一五・新四〇三九～四〇四三・思放逸鷹・夢見感悦作歌一首并短歌）の左注や、白詩「鶴有不群者 飛々在野田 飢不啄腐鼠 渴不飲盜泉（後略）」（『白氏文集』卷一・諷諭・〇〇二八・感鶴）では、あくまでも凡鳥達の餌だった。

しかし、これらの出典である『莊子』秋水篇は（『藝文類聚』参照）、人事における価値の無い物の比喩である。平安時代の用例では、無常の比喩に次いで、「鼠」の熟語としては多い。早く空海が用いていた。次は、道教信者で神仙を求める者の価値觀である。

○『三教指帰』卷中・虛亡隱士論（一〇九頁）

隱（虛亡隱士）曰、「（中略）視纖腰（美女）、如鬼魅、見爵祿、如腐鼠（爵祿を見ること腐鼠の如し）」。（後略）。

次も、「腐鼠」という熟語ではないが、「鳳」「鸞」との組み合せであることから、『莊子』に基づくことがわかる。仏教の悟りから遠い者の描写である。なおこの直前では、貪欲で憐れみの心が無いことを「若鼠、若鸞（鼠の如く、鸞の如し）」（一三九頁）と、「鼠」が物を齧り、蚕が桑を食うことに喻えている。

○『三教指帰』卷下・仮名乞兒論（一四〇頁）

粵則、（仮名乞兒は）開心藏鍵、振舌泉流、正述「生死海之賦」、兼示「大菩薩之葉」、曰、「（中略）見鳳、見鸞、

仰預嚇嚇。摯鼠、摯犬、俯則昨昨（鳴きわめく）。（後略）」。「腐鼠」は、自らに用いれば、卑下の言葉となる。

○『菅家文草』卷九・請罷藏人頭狀（『本朝文粹』卷五・表下附辭狀・辭狀・一四二・寛平三年（八九一）一月三十日）
伏願、聖主陛下（宇多天皇）、停臣所掌、更選其人。勿俾跛祥妄触仙欄、腐鼠初汗（ルビ「ケガサ」、『本朝文粹』汚禁省而已（伏して願ふ、聖主陛下の、臣（道真）の掌る所を停め、更めて其の人を選ばんことを。跛祥の妄りに仙欄に触れ、腐鼠の初めて禁省を汗さしむる勿れ）。

但し、「本朝文粹」の「腐鼠」のもう一例は、騒がしい様子の描写である。

○『本朝文粹』卷十二・伝・三七七・羅泰・鐵槌伝并序

誠号摩良。精兵曉發、突騎夜忙。襲長公主、破少年娘。紫殿長閑、朱門自康。腐鼠搖動、鴻雁翱翔。（後略）

また、「社鼠」つまり「社（神殿）」に隠れる「鼠」は、安全な場所に巢を作つて悪事を働く者を表わす。前掲『藝文類聚』は、出典として『晏子春秋』を引いていた。『白氏文集』卷二・〇一九「歎魯」の一首目にも、「季桓心豈忠、其富過周公、陽貨道豈正、其權執國命、由來富与權、不繫才与賢、所託得其地、雖愚亦獲安、彘肥因糞壤、鼠穩依社壇（彘の肥ゆるは糞壤に因り、鼠の穩やかなるは社壇に依る）、虫獸尚如是、豈謂無因縁」とある。

なお『明文抄』は、五・武事部に「（前略）鼠馮社貴、狐藉虎威（同）として、これを踏まえた『文選』史論下・沈約（沈

休文)「恩倖伝論」の対句を引いている。⁽⁹⁾

同じく「狐」と組み合せた「城狐・社鼠」の四字熟語は、『韓非子』外傳説右上が出典で、『晋書』謝鯤伝にも見える。大江匡房が、五言古詩に「城狐社鼠喻・有罪免鞭笞」と詠み込んだ

匡房が、五言古詩に「城狐社鼠喻・有罪免鞭笞」と詠み込んだ句の第三百二十七句目)。匡房は、狐の妖しい面を記などに取り上げ、かつ「狐」の故事成語を詩などで用いた、平安時代の狐に関心のあった知識人の一人である。

なお「社鼠」は、和歌でも、後代には「社の鼠」として詠まれるが、平安時代の例歌は無い。

「腐鼠」「社鼠」と同じく鼠の卑しさに基づく「鼠輩」は、日記や文学作品の例は未見だが、『石清水田中家文書』に、「後一条院万寿四年(中略)狼戾之鼠輩(上総国平忠常)」とある。翌長元元年(一〇二八)六月に房総地方で反乱を起した忠経を指す。東国の武士に対する蔑視が窺える用法である。

(四) 「相鼠」

「相鼠」も、前項と同じく非難の文脈に用いられる熟語だが、やや詳しく見る為に、便宜的に項を別立てしておく。『詩經』酈風「相鼠(鼠を相る)」三章四句に基づく。礼儀を知らぬ官僚を諷刺する詩である。衛文公(戴公の弟の燬)は、即位当初から、賦税を軽減し、刑罰の公平を期し、自らも百官庶民と苦を共にし、衛の人心をつかんだ(史記)衛康叔世家)とされる。前掲(本節冒頭)『藝文類聚』鼠には、第一章「相鼠有皮。人

而無儀。人而無儀、不死何為」が引かれていた。平安中期の源為憲編の幼学書には、第三章が引かれている(残りは「相鼠有齒、人而無止、人而無止、不死何俟」)。これが、『世俗諺文』の現存部分の唯一の「鼠」の例でもある。

○『世俗諺文』上巻・人而無礼胡不遄死

『毛詩』云、相鼠有体。人而無礼、胡不遄死(人にして而も礼無ければ胡ぞ遄に死せざらんや)。注云、遄速。

次の賦は、「相鼠」を含め、漢詩文でのイメージがいくつか集約されているが、すべてマイナスイメージであり、仮名文学との違いが明らかである。敦光は、明衡の男。

○『本朝無題詩』卷二・動物・七五・賦鼠・藤原敦光

相鼠無牙只有皮(鼠を相るに牙無く只だ皮有るのみ)
穿垣奔走欲何為(垣を穿ちて奔走し何をか為さんと欲する)
雲晴鳶翥心偷畏(雲晴れて鳶翥があれば心は偷かに畏り)
燈暗猫來命殆危(燈暗くして猫來れば命殆んど危し)
応似贊官忘恥辱(応に官を贊して恥辱を忘るに似し)

更同貪祿失威儀(更に祿を貪りて威儀を失ふに同じかるべし)

若逢衛國文公化(若し衛国の文王が化に逢はば)

定判才疎行又虧(定めて判ぜん(きっとはつきりわかるだろ)才疎にして行も又虧くと)

『本朝無題詩全注釈二』(本間洋一氏、新典社、平成四年)の語釈には、「相鼠」の詩において、「鼠は貪欲狡猾にして貪悪

されるべき動物と意識されている」とある。波線部については本節の（一）で、「鳶」「猫」との関係については第一節で述べた。

「相鼠」は、他にも数例見られる。『本朝文粹』の一例は、右の『本朝無題詩』以前の、共に外交における例である。

○『本朝文粹』卷十二・牒・三七九・菅原淳茂（道貞五男）・大宰答新羅返牒・却帰使人等事

雖誠切攀竜、猶嫌忘相鼠（誠に攀竜を切ると雖も、猶ほ相鼠を忘るるを嫌ふ）

○『本朝文粹』卷十二・怠状・三八七・不明・東丹国入朝使裴璆等解申、進過状事・謬奉臣下使入朝上国怠状望振鷺而面慙、詠相鼠而股戰（相鼠を詠み而して股戰はす）。不忠不義、向招罪過。

○君恋ふと鳴海の浦の浜ひさぎしほれてのみも年を経るかな此の歌、義理分明、卓牢古歌、制作之美、拳世鼓動、誠に是れ、動神明、感鬼物者なり。抑、謬歌体、毎度、歌骨、无敢所採。独慙、各各相鬪、両両双害。井蛙淺智、争知海鼈之深心。籬鷄短翎、已忘大鵬之垂翼。雖思逍遙之義、似忘相鼠之篇而已。五月廿一日、散位基俊（源宰相中将家歌合）四五及び判詞

源基俊が歌合の判詞でも引いているが、彼が編纂した『新撰朗詠集』には、「鼠」の例は無い。遡つて『千載佳句』にも「鼠」は見えず、「和漢朗詠集」は前述の筆の詩句のみである。

一方、平安末期の『明文抄』二・帝道部下には、「相鼠」の世

俗諺文」と同じ箇所を引き、他にも、前述した「窮鼠齧狸（猫）」、「捕鼠之狸」、「誰謂鼠無牙、何以穿我墉」、「鼴鼠雖微、猶失公牛」（五・武事部に類似の「千石弩不為鼴鼠發機（後略）」も見える）、「欲投鼠而忌器」、「頑鼠」、「鼠馮社貴（社鼠）」や、後述の「虎鼠」の計十例、「鼠」を含む詩文が引かれている。一書の例としては、平安時代で最多である。

（五）「虎鼠の論」「穴鼠」——卑下・述懐 附「鼠穴乗車入」
また、「鼠」を形容する熟語ではないが、次を出典とする「虎鼠の論」「虎鼠」という熟語がある。「虎」は時を得た者「鼠」は時を失つた者という対照的な存在を表わす。「虎鼠」は『明文抄』三・人事部上にも挙げられている。

○『文選』卷四十五・東方朔・答客難

抗之則在青雲之上、抑之則在深淵之下。用之則為虎、不用則為鼠（之を用ふれば則ち虎と為り、用ひざれば則ち鼠と為る）

但し、次の「龍虎」と「蛇」「鼠」の対比は、時を得るか否かとは無関係である。

○『三教指帰』卷中・虛_二・隱士論（一〇四頁）

虛亡隱士（中略）曰、「吁吁、_二異哉。卿_二之投藥（龜毛先生の説）。前、視千金之裘、猶對龍虎。今、觀寸步之蛇（小さな蛇）、若瞻_二鷗鶴（小_二ネズミ）。（後略）」

またこれは、地位・任官に関わる表現ゆえ、天徳四年（九六〇）七月二十六日、天元三年（九七五）正月二十日付けの「奏

上」（申し文）や、述懐の詩の例がある。いずれも「鼠」は自らの沈淪を指し、他人を非難する文脈ではない。

○『本朝文粹』卷六・奏狀中・申官爵・一五四・平兼盛・請殊蒙鴻恩被拜勘解由次官并圖書頭等闕狀

其志合者、風雲之感忽至、其節立者、虎鼠之用自分。

○『本朝文粹』同・一六九・三善道統・請被特蒙恩恤因准先例舉達弁官・右衛門權佐闕狀

百里奚牛羊之慙、主以進顯位、東方朔虎鼠之論、人以為美

談。

○『本朝無題詩』卷四・春付閏三月・一二二・春日述懷（勒）・

三宮（輔仁親王）・十六句中の十二句目

望山暫動煙霞興、在世應知虎鼠論（山を望みては暫く煙霞の興を動かし、世に在りては應に虎鼠の論を知るべし）

右は、「春の山をながめやれば、風流（自然を樂しむ）心を動かされるが、こうして世に生きていると、勢いを得た者とそうでない者がいるのだとよくわかる」と訳されている。

平安時代は漢詩文の例のみだが、中世には和歌にも詠まれるようになる。やはり「鼠」が自らを指す述懐歌である。

○虎とのみ用ゐられしは昔にて今は鼠のあな（穴）憂世の中（宗尊親王『竹風和歌抄』第一・二四六・鼠／『増鏡』中・第七北野の雪・八二・中務のみ）

右の歌の「あな」は、「鼠」の「穴」を掛けていると考えられる。早くは、前掲（第一節の（四）の道長の歌の「あなうつくし」）に掛詞の可能性があった。上代の大國主を助けた話や、

正史等での穴居生活者の比喩も、「鼠」の「穴」に住む習性を踏まえたものだったが、そこに籠るイメージを与えた「穴鼠」という卑下・述懐の語が、平安末期以降に見られる。右の宗尊親王の歌も、この語を踏まえているのである。

なお「穴鼠」は漢語ではないが、次の三首目のように江戸時

代の小沢蘆庵（一七二三～一八〇一）が、「相鼠」の題で「穴鼠」を詠んでいるので、前項の「相鼠」が「穴鼠」の語の成立に関わっている可能性が高い。

○つくづくと入り籠もり穴鼠世のふる事を引きぞ集むる（和歌色葉）下卷・四七五・（入道）

○世を忍ぶ心のうちの穴鼠安く出づべき道もあるらし

（土御門院御集）獸名十首・三五四／『夫木抄』雜部九・

動物部・鼠・一三〇五〇・同（百首御歌）・同（土御門院御製）・五句「道もあるらん」

○穴鼠あなはしたなと思へども我が垣越ゆる人にまされり（小沢蘆庵『六帖詠草』雜下・相鼠・一九三三）

一首目のように物を集めるという習性についての平安時代の例は、第一節（五）に挙げたもののに未見である。「穴」を掘るに近い、物を掘り出した例については、怪異とされたので後述する（第六節（二））。

以上の「虎鼠」も「穴鼠」も、「鼠」の卑小さを前提とするが、他者を非難・批判するのではなく、卑下や謙遜であることに注意しておきたい。

次は、『世説』の引用である。師通は、撰閑家では例外的な

才の人で、匡房について漢籍を学習した。この故事は、鼠の卑え小さが前提だが、風諭は見られない。「夢」についての逸話なので、今浜通隆氏が、五日甲申の「寅剣の夢想」の意味を、知りたかったのであると推測されている。なお当日に式占を行つた陰陽師は安倍泰長のみで、賀茂道言の勘申は別件である。

○『後二条師通記』寛治六年十一月九日戊子条（全文）

晴。八卦物忌也。自（藤原）友実許、召取『世説』第三、披見之処、点本如常。即返給畢。寅剣払暁夢想云、「不明不覺」云々。『世説』第三云、「鼠穴、乘車人」。子細、可引見。『神農書』云、「湯池」云々。

なお、典故は未詳だが、次も「鼠」を用いた卑下の表現の一つである。粗末な衣との対で、粗末な食事を表わす。

○『横川首楞嚴院二十五三昧起請』一、可建立房舍一字、号往生院、移置病者事・永延二年（九八八）六月十五日条右、人非金石、遂皆有憂。将造一房、其時可用。願伝彼祇洹精舍無常院之風儀、欲訊此結縁知識、有習地之霧露。抑、吾党之人、或不構私室、或僅結草庵、牛衣防風、鼠瘡送日。平生如是、寢疾誰憐。（後略）

（六）「月の鼠」、「日の鼠」、「月日の鼠」——騒ぐ・齧る、無常の比喩、「二鼠」から「月」へ、「藤」から「草」へ

本節冒頭で述べたように、平安時代の「鼠」の用例は、無常の比喩が最も多い。それは上代も同じだった。『万葉集』の憶

良の「日本挽歌」の漢文の序の「二鼠」や、『藤氏家伝』の貞慧伝の説の「鼠藤易絶、蛇篋難停」等々に続くのは、空海の漢文の二例である。

○『性靈集』卷四・為酒人内公守（光仁天皇王女、酒人内親

王、桓武天皇妃）、遺言一首

吾告、式部卿・大藏卿・安勅（桓武天皇第十三王女）、三箇親王也。夫、道本虛無。々終、無始。陰陽、氣構、尤靈、則起。々也。名生、帰之、稱死。々生之分、物之大帰矣。吾齡、従心（七十歲）、氣・力、俱尽。況復、四蛇（あひたひ）、相鬭於身府、兩鼠、爭伐於命藤。既知夢蝶之非我、還驚谷神（魂）之忽休。（後略）

○『性靈集』卷六・為藤大使（藤原葛野麿）亡兒、願文

（前略）所以、敬為亡息周忌、聊設法筵、礼供三尊。諷音遠徹、摧伏馬頭（獄卒の馬頭羅刹）、香氣遙薰、奉仰象王（仏）。妄雲喪性空、覓月朗心秋。執香、自齋、洗衣、脚淨。福（善業）、延現衆（現世の衆生）、不怕鼠侵。无彊福履（福祿）、天長地久。鱗衫（爬虫類）、羽袍（鳥類）、蹄鳥・角冠（禽獸）、誰无仏性。早見実相。

前者では、「兩鼠」「命藤」が明記されており、『廣文庫』の「ねずみ」にも挙げられているが、後者は引用が明示的ではない（『日本古典文学大系』の頭注には指摘がある）。

無常の比喩は、「鼠」の例歌としても、最多である。

但し、「月日」の「二鼠」ではなく、最も早い次の藤原高光（師輔男）の和歌を含め、「月」の「鼠」のみを詠んだ例が多い。

仮名作品では、在原業平の「大方は月をもめでじ これぞこの積もれば人の老いとなるもの」や、『竹取物語』などのように、地上・人間界の時の移ろいを表わすものとして、「月」が代表的だったことが一因であろう。しかも、前述したように、「鼠」は特に「夜」に「騒ぐ」ものとされていた（第一節（六））。

また、高光歌から既に、鼠が齧るのは「藤」ではなく「草」として詠まれている。これも、はかなさを表わす「露の命」と「草葉」の縁説関係という、和歌の伝統に拠るのだろう。但し、出典のうち鳩摩羅什訳『衆經選雜譬喻經』の「兩白鼠」は「草根」を、『注維摩詰經』の「黑白二鼠」や『維摩經義疏』の「白黒二鼠」は「腐草」を齧るのであり、日本で「草」と結びついたわけではない。

○語らばや草葉に宿る露ばかり月の鼠の騒ぐまにまに
〔基俊集〕九一・世の中はかなく聞こゆるころ、左京
權大夫俊頼朝臣のもとに言ひ遣はしける）

右の一首では、「鼠」が「騒ぐ」とこと、「草葉」との関係が未だ明示されていない。しかし、次の俊頼の歌では、「草の根を食む」ことが詠まれている。前述したように、「鼠」は植物でも何でも齧る（第一節（五））。

○我が頼も草の根を食む鼠ぞと思へば月の恨めしきかな
〔俊頼『散木奇歌集』秋部・四九六・明き月を見てよめる
／『夫木抄』雜部九・動物部・鼠・一三〇四八・家集・月
を眺めて・俊頼朝臣）

俊頼は、自らの歌学書に、例歌二首と共に、次のような話も掲載している。但し、この話には、「白」い「日」の「鼠」と、「黒」い「月」の「鼠」の両方が登場する。「二鼠」、空海の「兩鼠」などと同じであり、出典に近い。

○〔俊頼體脳〕上・黑白（日月）の法文
露の命草の葉にこそかかれを月の鼠の慌しきかな
〔俊頼體脳〕二二七／『綺語抄』四〇・花山院・根にこそ宿れるを／『色葉和難抄』四三八・五句「騒がしきかな」

草の根に露の命のかかる間を月の鼠の騒ぐなるかな（同・二二八／『奥義抄』三三九・高光）

これは、世のはかなきたとひにて、経文（『大集經』か）にある事とぞうけ給はる。たとへば、人ありて、はるかなる荒野をゆくに、虎といふけだもの、にはかに来たり

高光の後空白期間があり、次いで源俊頼が特に注目した（去來の「鼠の賦」の「草の根をはむ月の鼠は、俊成卿のうらみ」は、『日本古典文学大系』の頭注に出典が『諺林拾葉集』卷九であるとの指摘、補注に「俊頼」の間違との指摘がある）。俊頼は、他に「ねずもちの木」や「ねず生ひ」の短連歌も作っている（次節）。まず、彼が贈られた例歌から見ていく。

て、その人を食はむとする。にげて走る程に、野の中に、古き井のやうなる穴に走りいりて、穴のなからばかりにある草をひかへて（つかんで）見れば、穴の底に、わにといへるもの、大きな口をあきて、落入らば食はむと思ひて待つ。目のおほきなる事、金椀のごとし。歯の白く長きこと、つるぎのごとし。落ち入りつる上を見れば、追ひつる虎、また、口をあきて、はひのばらば食はむと思ひて、にらみて立てり。まなこ白く、歯の長きこと、底にあるわにのごとし。その、たのみてひかへたる草のねを、白きねずみと、黒きねずみと、二つして、かはるがはるつみ切る（噛み切つて）いる。つひに切れては、落入りて、底に待ちをるわにに食はれなむとす。落入らぬさきに、かきあがらむとすれば、上に立てる虎、はまむとして立てり。これすなはち、この世の中のたとひなり。底にあるわには、我がつひのすみかの地獄なり。上に追ひいれつる虎は、この世にてつくりあつむる業障煩惱なり。たちかはりつつ、草の根をつみ切るねずみは、月日の過ぎゆくなり。白きねずみは日なり。黒きねずみは月なり。月日のゆくさまなむ、かのねずみの、草の根をつみ切るがやうに、程もなきといへるたとひなり。これらをみても、心あらむ人は、世のはかなき事をば、思ひしるべきなり。

この話は、「鼠の食み続ける姿に人を死に追いやる時間の流れが喻えられている」（『王朝文学文化歴史大事典』動物・久富

木原玲氏）のだが、より細かく言えば、草の根をせわしなく食み続ける姿に、人を死に追いやる、昼（日）と夜（月）の交代や、月日の経過（月の移ろい）という時間の流れが、喻えられているのである。

以後、無常觀の強まる平安末期に、繰り返し詠まれた。

○後の世に弥陀の利生を被らずはあなあさましの月の鼠や（九条良経『秋篠月清集』十題百首・獸部十首・二七〇／『夫木抄』雜部九・動物部・鼠・一三〇四七・同〈十題百首〉・後京極撰政・弥陀の利生を）

○のどけかれ月の鼠よ露の身を宿す草葉のほども無き世に（久安百首）九九三・無常・清輔／同・一三〇五一・

久安百首・清輔朝臣

○いかにせむかかれる草の露の世を月の鼠は音（根）に騒ぐなり（同・一三九一・無常・小大進／同・一三〇五

二・同・花園左大臣家小大進）

○いさ知らず月の鼠の騒ぐらん今宵の晴れはのどけかりけり（『教長集』秋歌・四二三・明月夜静）

○たまゆらも草葉の露はかからじを何とて騒ぐ月の鼠ぞ（『教長集』雜歌・九一三・同じ題〈述懷〉をよめる）

また、鎌倉初期には、漢文と同じく、「日の鼠」や両方の「鼠」の例歌も見られる。

○冬枯れの草葉に騒ぐ日の鼠 昨日は今日になるぞ程無き（『土御門院御集』承久四年（一二二二）正月廿五日詠二十一首和歌・四季日・冬・一一四／『夫木抄』雜部九・動物

部・鼠・一三〇四九・百首御歌・土御門院御製)

○月に日にかく衰へば魂のありとも果ては何に宿らん（蘆庵『六帖詠草拾遺』雜歌・三四一・二鼠競ひて、老身久しう留まり難きを覚え侍れば）

なお、土御門院の歌のよくな「冬」「冬野」と鼠の結びつきも、この時期以降、見られるようになる。

四、「鼠」が付く物の名前、「鼠」に関する物事

最後に、「鼠」が付く物の名称や仕草の呼び方など、鼠そのものや擬人法以外の「鼠」に因む例を見ておきたい。

(一) 「鼠」が付く物の名前——建物の一部、植物、動物などまず、建物の一部の名前に、上代から見える「鼠走」がある。これは、実際の鼠と関わる物で、『類聚名義抄』三・木等にも見える。その他に、「鼠返」「鼠戸」「鼠木戸」「鼠倉」等があるが、中世以降の物である。

○『倭名類聚抄』卷十・居廻部第十三・門戸具・杳四声字苑云、杳〈莫到反、又莫代反、漢語抄云度加美、功程式云鼠走〉門枢横梁也。

植物にも、「鼠」が付く物が多い。特に「ねずみもち」「ねずみ」の例が、仮名文学作品を含め複数見られる。

○『倭名類聚抄』卷二十・草木部・木類・棟四声字苑云、棟〈音曳、漢語抄云、禰須三毛知乃木〉鼠梓木也。

○女、いと心憂きものから、あはれに覚えければ「涙さへ時雨に添へてふる里は紅葉の色も濃さぞ優れる」と書きて、ねずみもちにつけてやりける、長月ばかりのことなるべし。男も見て限りなくめでけり。（『伊勢集』二・詞書）

○『枕草子』三八段

花の木ならぬは（中略）ねずもちの木、人並み並みになるべきにもあらねど、葉のいみじうこまかに小さきがをかしきなり。棟の木、山たちばな、山なしの木。（後略）○垣根には馳はじかみ、生えてけり。付くねずもちの木よ心して咲け（『散木奇歌集』雜部下・一五九四・垣根に、馳はじかみといふものの多かるを見て・阿闍梨隆源）

○片山のおどろに雜じるねずもちの引く人ありと頼むべき世か（『夫木抄』雜部十一・植物下・ねずもち・一四〇七六・同（貞応三年（一二三四）百首、木廿首）・同（民部卿為家卿）

これらのうち、『伊勢集』では紅葉に、『枕草子』は葉の小さいことに注目している。『散木奇歌集』の短連歌では「鼠」の天敵の一つが「馳」であること（第一節（二）を踏まえ、本句の「馳はじかみ」に対して、俊頼が「ねずもちの木」を詠んだ末句を付けた。

その他、本草書には、種々の「鼠」の付く植物や動物が挙げられている。これらは、鼠類の他は、鼠の身体の何かに似ている為の命名である。

『輔仁本草』（『本草和名』）は、延喜十八年（九一八）頃に

深根輔仁が撰述し、十世紀末の丹波康頼『医心方』が繼承した。

そこに見える名称を列挙しておく。なお、丹波康頼に仮託された『康頼本草』には、傍線を付したものの他に、草部「鼠麴」（味甘平无毒（後略））、獸部「土撥鼠」（味甘平无毒（中略））海中「有之如頬」がある。

○『輔仁本草』（括弧内は基本的に注記を略述したもの）

卷五・玉石下

「鼠卿」（「礬石」の一名）

「鼠毒」（「特生礬石」の一名）

卷六・草上

「鼠鳥」（「沢鶲」の一名。和名「なまゐ・おもたか」）

卷九・草中

「鼠姑」（「牡丹」の一名、和名「ふかみくさ・やまたちはな」、卷二十に再掲）

「鼠蓑」（「莎草」の一名、和名「みくり・さく」）

「鼠粘草」（「惡質」の一名、和名「きたいす・うまふふき」）

「鼠蕙」（「垣衣」の一名。和名「しのふくさ・こけ」）

卷十一・草下

「鼠尾草」（和名「みそはき」、セージのこと）

卷十三・木中

「鼠矢」（「山茱萸」の一名、和名「いたちはしかみ」）「かりはのみ」

卷十四・木下

「鼠李」一名「鼠梓」（和名「すもものき」）

「鼠查」（赤爪草の一名）

卷十五・獸禽

「膾鼠」一名「鼯鼠」（和名「もみ」、ムササビ）

「鼴鼠」一名「隱鼠・鼠王・鼴鼠・鐵鼠」他（和名「うころもち」、モグラ）

卷十六・虫魚類

「天鼠・仙鼠・飛鼠」（「伏翼」の一名、「蝙蝠」も一名、和名「かはほり」、コウモリ）

「天鼠矢」一名「鼠姑・仙鼠」（和名「かはほり」）

「牡鼠矢」一名「唐鼠」（和名「をねすみ」）

「鼠婦」一名「鼠負・鼠姑・委鼠」（和名「おめむし」、ワラジ虫）

「碩鼠」（「螻蛄」の一名、和名「けら」）

「海鼠」（和名「い」）

卷十八・菜

「鼠芥」（鼠食其花、而皮毛皆落。故以名之）（「芥」、和名「からし」）

「鼠賞」（「仮蘇」の一名、和名「ののえ・いぬえ」）

「烏葵鼠耳」（「相馬」の一名）

「鼠肝」（「癰草葉」の一名）

「鼠茎」（「參果根」の一名）

卷二十・本草外藥「牡鼠卯」（治卯腫）

「鼠場土」一名「鼠壤土」（和名「ねすみのつち」）

なお、前述した「鼠」の天敵のイタチは、「鼬」の他に、「鼠

狼」（『倭名類聚抄』卷十八・毛群名「十卷本倭名類聚抄』卷七・

獸名、『和漢三才圖会』三十九・鼠など）や、「鼬鼠・黃鼠・騷

鼠」（『本草綱目訳義』五十一・獸）とも書かれた。

両本草書に見える「偃鼠」モグラは、七十二候や詩の例（第二節（二））の他、皮の加工品の記録がある。『正倉院文書』延暦十二年（七九三）六月十一日条に「斑犀・偃鼠皮帶一条」とあるのは、同文書の弘仁二年（八一二）九月二十五日条「斑犀・偃鼠皮御帶一腰」（齊衡三年（八五六）六月二十五日条「斑犀・偃鼠皮御帶一条」「繫著偃鼠皮御帶」と同じ物であろう。

（二）「鼠」が付く物の名前——植物や物の比喩

本草以外の植物名のうち、「鼠耳」「鼠茸」「杜松」「鼠取樹」等は、平安時代には見られない。例えば、江戸後期の類書『古今要覽稿』菜蔬「み、なぐさ」（ねづみのみ、卷耳）の項には、「み、なぐさ」一名み、なし、「一名ねづみのみ」、一名ねこのみ、（後略）とある。

植物名ではないが、植物に関わる「鼠の耳」の、鎌倉初期の例もある。『百詠和歌』は、第二節（二）の「火鼠」でも掲げたが、『李嶠百二十詠』の題に扱る、源光行作の句題和歌集で、元久元年（一一〇四）十月に成立した。

○槐之生也、入季春五日而菟の目、十日而鼠の耳と云へり。

茂りゆかんみどりの空ぞ知られける五日を染むる木の

芽（目）春雨（『百詠和歌』第六・祥獸部・菟・一一九・
目隨槐葉長）

○『白氏文集』卷一・〇〇五六・杏園中棗樹

人言百果中、唯棗凡且鄙、皮皺似龜手、葉小如鼠耳（後略）

これらの「鼠の耳」は、若葉の生じ方の比喩である。前者は「槐」、後者は「棗」で、共に葉は比較的小さい。なお鼠の耳そのものは、前掲『注好選』に、「季春に増す」とあつた（第一節（四））。

また、水の垂れ方を表わす「鼠尾」という語もある。

○『江談抄』六一六八「また打酒格・帰田抄の事」

鼠尾——その酒尽く。故に鼠尾を成す。連珠

●シ その酒差多し。故に連珠と。（後略）

『新日本古典文学大系』脚注に、「瓶の酒を注ぐ時、すうつと筋のようになつて酒が終わるのを鼠の尻尾に見立てた」とある。

以上の、主に形態に基づく語句の他に、特に色に注目した「鼠毛（ねづみげ・にげ）」もある。白・黒二色の混じつた馬の毛色の名で、「二毛（にげ・にげ）」とも書く。

『農後國風土記』の「鼠の磐窟」に住む「土蜘蛛二人」の名が「青・白」であることも、同様の理由からと考えられる。

凡河内躬恒と『倭名類聚抄』編者の源順は、物名歌で詠んでいる。『拾遺集』で次の歌に続くのが、第一節に掲げた「鼠」の物名歌二首だつた。

○事ぞとも聞きだに分かずわりなく人の怒るが逃げ（斑）

鳩二毛) やしなまし (拾遺集 物名・四二〇・いかるがにげ・躬恒 / 拾遺抄 雜上・四九五 / 躬恒集二四二・いかるがにげ)

○『倭名類聚抄』卷十一・牛馬部・牛馬毛・驥

『毛詩』注云、驥 (音錐) 漢語抄云、驥馬、鼠毛也。蒼・白雜毛馬也。(後略)

○ある人、東にて、五月五日、つれづれなるに、馬の名合はせたる歌 源順所為云々 (中略)

左 梅の花のかすげ (糟毛) にげなくも比ぶめるかな
いちしるく匂ひすぐれしはやきかすげに
右 一くるしき (一久留志木鼠毛) 散りにける花のかすげも色まさるにげにしあへばはかなかりけり

(十巻本『源順馬名歌合』一三、一四)

馬は、貴族にとつて身近な動物であり、財物であつて、年中行事にも用いられるので、「鼠毛」は前項の「鼠走」と異なり、「九曆」承平七年 (九三七) 八月二十四日条の駒牽の「鼠毛・鼠毛駒」以下、日記等にも散見する。日記に見られるのは、年中行事に加えて、牛馬の授受の記事が多い為である。

○『小右記』万寿四年 (一〇二七) 五月二十日条
山陽道相撲使、隨身々人部信武、今日、前途。一日、賜厩馬 (鼠毛、宜馬也。上総守為政貢)・胡禄二摺等。殊致恪勤者也。

○『後二条師通記』寛治七年 (一〇九三) 五月十二日条
晴、相模守敏俊、貢馬 (一疋鼠毛駒、字染分。一疋革毛、

字白浜)。

「鼠毛」は、『小右記』の寛仁二年 (一〇一八) 閏四月十五日条、万寿四年十二月十一日条 (鹿毛) もあり)、同十二日条にも見え、日記以外では、「九条家本延喜式卷一裏文書」正暦二年 (九九二) 正月十四日条「黒鼠毛父馬」、「根岸文書」永長二年 (一〇九七) 六月二十六日条「白鼠毛女馬」「鼠毛」がある。これらは、名馬の形容ゆえ、「鼠」のイメージは悪くはない。馬の色の他に、師通男の忠実の喪服 (忠実の除服後の心喪) の色として、「鼠色」が見える。『日本国語大辞典 第二版』は虎明本狂言台本『察化』を挙げてはいるが、これが管見に入った初例である。『大日本古記録』が「鼠歎」と傍注を付す。

○『殿曆』嘉承二年 (一一〇七) 八月二十三日丙子条

申剋許、出河原 (大炊御門末)、除服 (陰陽師 (賀茂) 家榮)。
(中略) 還高陽院、着輕服、如諒闇。裝束は色、極薄。而余 (忠実) 猶 (鼠力) 色頗薄程にて着之。是、依有思所、令着也。抑 (先朝 (堀河天皇) 御恩、不可尽。而有限者、不給素服。是、先例也。仍廻愚案、他輕服よりは濃染也。

「鼠色」は、一般的な軽服よりも濃いめの色だという。
なお、豐後国 (ゆすはり) の杵原八幡宮 (宮師文書) 保安元年 (一一〇〇) 八月条の「九尺家犬皮三枚、三尺鼠皮三枚」は、「鼠」の「皮」そのものであろう。

ここまでに挙げたものは、小ささや色など、主に「鼠」の視覚的要素に基づく名であつた。その動きや声など、生態が似ていることに基づく言葉も見ておく。

まず「ねず生ひ」がある。道綱母が、十四、五歳の養女に求婚してきた藤原遠度に対して、ことさらに幼さを強調する語として用いていた。「世にいふなる」とあることから、前掲（第一節（二））『うつほ物語』の「馳の間の鼠」などと共に、平安中期の慣用句であつたことがわかる。

○『蜻蛉日記』下巻・天延二年（九七四）四月七、八日頃

うちには、ただ、「いとながながしきほどなれば、かうのたまふも夢のこちなむする。小さきよりも（小さいどころか）、世にいふなる鼠生ひのほどだにあらぬを、いとわりなきことになむ」などやうに答ふ。

右は比喩だが、『枕草子』にはその時分の「鼠」そのものを描写した箇所がある。

○『枕草子』一五〇段

むつかしげなるもの 縫ひ物の裏。鼠の子の毛もまだ生ひぬを、巣の中よりまろばし出でたる。裏まだつけぬ 裂の縫ひ目。猫の耳の中。ことに清げならぬ所の暗き。ことなる事なき人の、子などあまた持てあつかひたる。いと深うしも心ざしなき妻の心地あしうして久しうなやみたるも、男の心地はむつかしかるべし。（全文）

第二節で「琴の腹」や「火桶」を「巣」にして鼠が「子」を産んだ歌や歌集の序を挙げたが、右からも、いかに貴族生活に

おいて鼠が身近な存在であつたかが窺える。また、連想についての指摘が多い萩谷朴氏（『新潮日本古典集成』『枕草子解環』）にも特に言及が無いが、本段の項目列挙の連想には、「鼠」のイメージが関わっていると見られる。

刺繡の裏（表が滑らかだが、裏は多数の糸の端で毛羽立つ）↓生まれたての子鼠（毛が無く表面が滑らかすぎる）↓毛皮の縫い目の裏（毛が縫い合わされて多すぎる）。動物の毛）↓猫の耳の中（動物の毛が密生。鼠の天敵。何かの内側。不潔）↓不潔な暗い場所（鼠の巣がありそうな場所。鼠は多産）↓子沢山の凡人（卑小。多産）

つまり、明記された項目以外にも、特に「猫」や「子などあまた」を導き出したものとして、「鼠」があるのだろう。

また前述したように、「月の鼠」に関心が高く（第三節の（七））、前掲の短連歌において「馳はじかみ」に「ねずもちの木」を付けた俊頼は、「ねず生ひ」の短連歌にも関わっていた。

○鼠生ひにも生ひにけるかな 付く 蝙蝠の媒たる顔と見ゆるまで（『散木奇歌集』雑部下・一六〇三・堀河院御時、

主殿司新しく出で來たるを見て・少納言懷季）

新造された主殿寮（薪や炭を扱う）を見て、先に藤原懐季（季仲男）が末句（下の句）で「ねず生ひ」を詠み、俊頼が本句を付けた。前述の高齢の「千年鼠」が「蝙蝠」になるという、『白氏文集』や『保憲女集』に見えた発想（第二節の（三））を踏まえている。「生ひ」を「老い」に置き換えたのであろう。さてもう一例は、本稿の冒頭でも触れた「ねず鳴き」である。

○『枕草子』一四六段

うつくしきもの瓜にかきたるちごの顔。雀の子のねず鳴きするにをどり来る。二つ三つばかりなるちごの、いそぎて這ひ来る道にいと小さき塵のありけるを目ざとに見つけて、いとをかしげなる指にとらへて大人ごとに見せたる、いとうつくし。（後略）

『枕草子』では、子雀に對して人間が「ねず鳴き」を行つているが、次の例では、生後百日を過ぎた女の赤ちゃんに對して、父親が行つてゐる。共に幼い可愛らしい存在が対象である。

○『夜の寝覚』卷二（一六九頁）

御五十、百日など過ぎて、この君（姫君）、目もあやに、日に添へて光を添へおはするさま、あまりゆゆしきを、（父親の大納言が）いとあはれと見つつ、鼠鳴きしかけたまへば、（姫君は）物語をいと高くしかけて、高々とうち笑ひうち笑ひしたまふにはひ、「かの石山にて、あるかなきかなりし（母親である中の君の）火影に、いとよく似たりかし」と、（大納言は）まもりたまふに、いと悲しければ、見あまりたまひて、うつるばかり赤き紙に、撫子を折りて包みて、「よそへつつあはれとも見よ見るままににはひにまさるな（でし）この花」（後略）しかし『今昔物語集』の二例は、妖怪と女が、それぞれ男を呼びとめる合図であり、可愛らしさとは無関係である。

○『今昔物語集』二七一三三「西の京の人、応天門の上に光る物を見る語』

応天門の上の層を見上なれば、真さに光る物有り。暗ければ何物とも不見えぬ程に、噦を頻にしてなむ、かゝと咲ける。頭の毛太りて死ぬる心地しけれども、狐にこそは有らめと思ひ念じて過て、西様へ行けるに。（後略）

○『今昔物語集』二九一三「人に知られぬ女盜人の語』

夕暮方に、□と□との辺を過けるを、半部の有けるより、鼠鳴をして手を指出て招ければ、男寄りて、（後略）

なお『御堂闇白記』には、霖雨の年の寛弘七年（一〇一〇）六月十六日条に、大雨で濡れた人々に對する「落人泔甕如鼠（泔甕に落ち入りたる鼠の如し）」という比喩、正に「濡れ鼠」が見える。

五、平安時代の「鼠」のまどめ

以上のように、鼠の生態は種々記されていた。鳥獸の餌食となる、裝束や道具類など人間の身の回りの物を何でも齧り損なう（但し紙の例は少なく穀類は未見）、時に人を噛む、調度や樂器を含め室内の種々の意外な暗がりで子を産む（但し多産はほとんど取り上げられていない）、糞尿をする、夜間に騒ぐ、穴を掘る等々。また「鼠走」「ねずもち」や「鼠毛」などの形態・色による建物や動植物の呼び名、「ねず生ひ」「ねず鳴き」など「鼠」の形態・声などに基づく言葉が、日常的に用いられていた。要するに平安貴族の生活においても大変身近な存在であった。身近な、そして騒がしく、か弱く、小さな生き物である。

その卑小さ、礼儀知らずぶりが、強者に阿る「社鼠・社の鼠」

や、強者のいない時にだけ幅を利かせる「鼈の間の鼠」などの熟語を生み、他者に対する批判や自嘲の為に用いられた。漢語の熟語は、「社鼠」の他に「鼠輩」「相鼠」等、いずれも社会風刺において「鼠」を批判の対象として用いるものであり、日本の漢詩文でもそのまま引かれている。しかし、「虎鼠の論」は自己卑下の文脈で用いられていた。「穴鼠」という和語や「鼠浪」も同様である。つまり、日本における熟語は、「鼠」は自らを喩える場合が多く、述懐に偏り、他者に対する非難とはあまり結びついていない。中国の「鼠」のイメージとは異なるのである。その要因は、一つに、中国と異なり、日本では風諭の伝統が弱いことが挙げられようが、「鼠」そのものに抱く、さほど忌み嫌わないという感情の違いもあるだろう。日本人が受け入れた伝説の「火鼠」「千年鼠・仙鼠」も、「狐」などとは異なり、恐ろしさや、妖しさは全くといってよいほど伴っていない。

なお、「注好選」に「鼠」の伝説が集められていたが、他の説話集には「鼠」はあまり見えない。「狐」は『日本靈異記』に数例あり、「現報」という主題に関わっていたが、「鼠」は見当たらない。これが、「今昔物語集」の本朝部にほとんど見えないことに繋がっているのだろう。天竺部の四一九「天竺の僧坊の天井の鼠」、経を聞きて益を得たる語も仏果を得た話で、悪いイメージではない（第一節に掲げた「注好選」下一六が出典）。

漢詩文にも、「鼠」の用例はあまり見られず、現存の詩では

や、強者のいない時にだけ幅を利かせる「鼈の間の鼠」などの熟語を生み、他者に対する批判や自嘲の為に用いられた。漢語

の詩句が早く、勅撰漢詩集の現存部分には見えない。作者別では、空海の漢文の例が最多である。

同様に和歌でも、「古今六帖」の題にも無く、勅撰和歌集は「拾遺集」の物名歌三首のみであった（「鼠」二首、「鼠毛」一首が連続）。卑近さが勅撰集に馴染まないと言える。それ以外の例歌も、限られてはいるが、高光に始まり院政期に再評価された無常を表わす「月の鼠」は、比較的多く詠まれた。その例歌を含め、歌人では俊頼が「鼠」への関心が特に高く、短連歌の「ねずもち」を含め、最も多く詠んでいた。他は、輔相・保憲女の各二例、道長と和泉式部が比喩に用いた贈答歌、定頼・相模の各一例、馬の種類が躬恒・順各一例である。いずれも、「枕草子」と、表現や人間関係が近い。また、「拾遺集」歌を含め、子を産んだことを詠んだ歌が数首あり、無常の比喩表現に次いで多いが、穢れの意識は無かつた。特に道長の「あなうつくし」の句は、子鼠を小さくか弱い自らの孫の存在と重ねたもので、「鼠」に対して可愛いと明言した初例である。「枕草子」では、「雀」に対して本来人間にに対するいとおしいと思う感情を表わす「うつくし」を用いており、その子雀の可愛らしい姿の中に、人間による「ねず鳴き」を含めており、「鼠」の存在と関係づけていた。

なお後代には、本段や『源氏物語』若紫巻などの「雀」と同様に、「鼠」も愛玩されるようになる。¹²⁾ 以上のよう、弱い立場や卑下、無常を表わすなどのマイナスイメージはあるが、忌み嫌う嫌悪感は窺えず、可愛らしいと

いう認識すらあつた。「鼠」は平安貴族にとつて、良くも悪くも、小さな、取るに足りない存在だと言える。稻作などの農作物の害となることも、十二支の筆頭であることも、日中共通であるが、「鼠」に対する評価は異なるのである。上代には、大國主を火難から救い、中国には無い「白鼠」が瑞祥とされるなど、積極的に価値を認める例があつた。「白鼠」の献上は、平安時代にも、少なくとも九世紀中の三例が見られる。『日本後紀』平城天皇・大同四年（八〇九）三月「辛酉（十六日）、山城国、

献白鼠」、『文徳天皇実錄』仁寿二年（八五二）二月「戊午（二十一日）（中略）大宰少弐從五位下橘朝臣高宗、献白鼠一頭」、『扶桑略記』醍醐天皇・寛平九年（八九七）「十一月一日壬申、因幡国、献白鼠」である。他に平安時代に積極的に価値を認められた例は、「鼠毛」に限られるものの、漢籍の影響を受けても、認識は、上代とさほど変わっていない。

但し日本でも、中世には、恨みを抱く三井寺の僧が「鼠」に化し、延暦寺の經典類を齧つたという、「鼠」の凶暴さや被害の深刻さが窺える説話が生まれる。中世人のほうが、「鼠」を恐れているのだが、これは寺院が社会や文学作品の表舞台に出てきた為であろう。しかし、一方で「鼠の婿取り」として知られる『沙石集』慶長古活字十二行本・八の娘の婿に太陽・雲・風・築地を乞い、遂に鼠を取る話など、親近感を伴う話も伝えられた。『鼠草子』などの絵巻における擬人化と繋がつており、その延長線上に、今日の擬人化された「鼠」の種々のキャラクターが存在する。

六、平安時代の鼠の怪異

上代には、予兆としての大移動、五行占の例、吉祥としての「白鼠」があつた。平安時代には、何が怪異とされ、どのように対処されたか、またそれらが、前節までに見た「鼠」のイメージ、位置づけとどう関わるのか。以下、最多の齧ることと（齧・噛・喫・食）以下、怪異発生場所（怪所）ごとに、具体例を見ておきたい。

（一）宮中の物を齧る、糞をする、もぐりこむ

九世紀は、上代以来の祥瑞としての「白鼠」の献上が最後となる一方、鼠による怪異が見られるようになる時期でもある。管見に入つた記事の中では、次が最も早い。

○『続日本後紀』仁明天皇・嘉祥三年（八五〇）三月条

庚寅（十二日）、金印檻、鳴。声、如振。膳部八人之履、共為鼠、噛。又内印々盤褥、為鼠、喫乱。

壬申（十四日）ト食。申柏原陵、告祟。仍遣使、奉宣命。

仍遣使奉宣命曰、「天皇我大命止掛畏岐柏原乃御陵尔申賜倍止申久。頃間、物恠在尔依天、ト求礼波、掛畏岐御

陵、為崇賜倍利止、申利。（後略）」

桓武天皇の御靈の祟りだと出た為に、山陵使を派遣したことが記されている。なおこの「ト」は、軒廊の御ト（神祇官の龜トと陰陽寮の式占を紫宸殿の軒廊で行う）であろう。

日記では、「九曆」天暦四年（九五〇）閏五月十四日条の憲

平親王(冷泉天皇)三七夜の儀の例が最も早い。皇子の例だが、場所は私邸なので、後の(三)で扱う。

十世紀中の宮中の例としては、次がある(第一節に掲げた清貫の例も参照されたい)。昨日(二十六日辛亥)、内印の菖の上に鼠が糞をするという怪異があり、占わせたところ(藏人所の御占)、天皇の病気と火事の予兆であるとの結果が出たので、病気予防の為の厄難全般を避ける代厄祭と、火災予防の防解火災祭(火災祭)の日時を勘申させるよう直ちに藏人に指示したと、撰政藤原兼家が、当時藏人頭だった美資に告げた。藏人所の陰陽師は安倍晴明と賀茂光榮である。

○『小右記』一条天皇・永延二年(九八八)閏五月二十七日壬子条

参撰政殿(兼家)。被(命力)云、「昨日、璽(内印)御

菖上、遺鼠矢。占云、『可慎御御薬・火事(御薬・火の事)を慎み御すべし』者。令勘申代厄御祭、并防解火災祭

日時、即下給藏人了。令成請奏之。参内。(後略)

十一世紀初頭、同じく一条朝の例に、次がある。藤原行成が参議・右大弁を務めていた時、鼠が大内裏の外記(外記)の内に結政所の「座の下」を「喰ふ」という「恠」があつた。

○『權記』一条天皇・寛弘二年(一〇〇五)四月条

二日、己卯、雨。参衛(外記)。有政。巳時、結政座下、鼠喰之。恠也。(中略)

七日、甲申、平野祭。令(縣)奉平解除。帥中納言(平惟仲)薨之由云々。今・明物忌。

八日、乙酉、梅宮祭。直(なほとも)物云々。自今日、始金剛般若読経。

僧七口。為結政恠也。

怪異発生の時刻「巳の時」(午前九時から十一時)も記されているが、他に史料も無く、詳細はわからない。しかし、行成が、四月八日から、個人的に僧七人に「金剛般若經」を読ませているので、式占が行われて、天暦三年(九七二)壬申生れの彼が年当で、予告された凶事も、病事など重いものだったと判断できる。また、行成が「物忌」を行つたのが、「甲(きのえ)・乙(きのと)」(木)という、鼠の怪異発生の日(怪日)の「巳」(土)に勝つ五行であり、しかも節月四月(三月二十一日から四月二十一日)の途中からであることから、まさにこの四月二日に起きた鼠の怪異による物忌とわかる。この前後の『權記』の記事を挙げておく。

三月二十一日(立夏四月節)

二十六日甲戌・二十七日乙亥: 物忌ではない

四月 二日己卯: 外記・結政所での「鼠」の怪異発生

七日甲申・八日乙酉: : 物忌明記

十七日甲午・十八日乙未: : 物忌明記

二十二日(芒種五月節)

二十七日甲辰・二十八日乙巳: 記事ナシ、恐らく物忌

五月 七日甲寅・八日乙卯: : 記事ナシ、恐らく物忌

十七日甲子・十八日乙丑: : 物忌明記

(十八日は怪異発生の四十六日後)

二十三日(小暑六月節)

二十七日甲戌・二十八日乙亥：物忌ではない

(二十七日は怪異発生の五十五日後)

この物忌は、節月四月の途中から始まり、節月五月（芒種四月二十二日から五月二十二日）まで続いている。少なくとも、怪日以後「五十日」間、又は怪日以後のもう少し短い期間及び

「五月節・中」の「甲・乙」が、慎み期間であると占われたのである。なお『権記』は、軒廊の御トや藏人所の御占に至らな

いような怪異については、あまり記録していない。さて十一世紀末に、もう一例見られる。天皇用の寝具の表布と中綿の間に、入る隙間も無いのに鼠が入り込むという「恠」があり、「御ト」が行われて天皇の「物忌」が必要となつた。怪日の十二月二十四日は、「壬」（水）ゆえ、同月三十日（戊土）寅に、「今・明、内御物忌也」とあるのが、それであ

る。

他所御寝。此故、如此事、出来也。尚雖不御夜殿、内侍守護、可候歟。云々。予云、「必、可被●御ト事也。卷於御釦、如本、可被縕歟。神璽緒損時、如此歟。」（後略）

清涼殿の夜御殿に置かれていた「宝釦（劍）」本体の被害ではなく、それに巻かれた「緒」が、鼠に喰い切られた。二代に亘つて天皇が「他所」で寝てゐる為だという。対策として、天皇は不在でも「内侍（掌侍）」が伺候して守るべきかと忠教が言い、記主源師時は「御ト」が必要だと言つてゐる。但し、その実施は史料で確認できない。三種の神器の管理の杜撰さが窺える。

次も、「内侍所」は内裏の神鏡を安置している場所ゆえ、王権に大きく関わる。占い結果等の詳細は不明である。院政期になつて、内裏の物を鼠が齧ることが見られるのは、『長秋記』の例と同様に、本内裏の放置や「主上」の威信の低下によるのだろう。

○『中右記』堀河天皇・寛治六年（一〇九二）十二月二十四日壬申条

大内（天皇）御衾之中、表与綿之中、自然鼠入（戌時）。

全無入路。依為恠、御ト可被行者。御物忌、出来也。

次も、宮中での鼠の怪異による「御ト」の例である。

○『長秋記』崇徳天皇・長承二年（一一三三）九月十八日己巳条・宝劍縕緒鼠喰損事

今日、民部卿（藤原忠教）、相語、「内裏宝釦縕緒、為鼠、被喰切云々。此何様、可被行哉。御釦、必在夜殿御所。主上、必寢此所。而、此二代（鳥羽・崇徳）、捨置夜殿、

○『兵範記』高倉天皇・嘉応元年（一一六九）五月十九日甲戌条

藏人仲基、来云、「内侍所御座、為鼠、被喰損。一昨日、被行軒廊御ト。又勘日時、差調御（座）敷改了」云々。

次の例では、後鳥羽天皇は七歳。閏七月「十三日」以来、「御腹の病氣」が続いていた。「十九日」、記主の九条兼実が、昨日順延にした病状についての陰陽師五人による御占（式占）を今日行い、（予防ではなく）除病の為の陰陽道祭祀の土公祭・鬼氣祭を「今夜」から「三箇夜」、仁王講を「今日」から「七箇日」

を行い、病氣のことを後白河院に奏上するよう、定經に命じた。その復命の際、「昨日の朝、鼠、御衣を喰ふ」という怪異があつたので、病氣の御占に加えて、その御占も行つたところ、

「病事」を重く慎むべき結果が出たことも告げたのである。

○『玉葉』後鳥羽天皇・文治二年（一一八六）閏七月条
十八日癸亥、伝聞、「主上、有御不例外事」云々。仍、酉刻、参内。自此十三日、御腹病氣御云々。然而、祈年穀奉幣日（十四日）、有御拝・御湯殿。其後、頗御温氣、出来。今日申刻、殊令發給云々。依日次不宜、明日、可召陰陽師等之由、仰遣定經。（中略）

十九日甲子、晴。依風氣、不参内。巳刻、定經来。仰御占・御祈之間事。「先、可有土公・鬼氣御祭。自今夜、三箇夜。又自今日、可被行（たゞま）間仁王講（七箇日）。又御惱之由、可奏院（後白河法皇）旨、仰了。及晚、定經、帰来云、「行御占了。陰陽師五人（賀茂）宣憲（安倍）季弘・業俊・泰茂・晴光」、即持來占形。其趣、頗重。又昨日（十八日癸亥）朝、鼠喰御衣。同被行御占。病事、大事」云々。見了、返給。（中略）

廿日乙丑、未刻、参内。申刻、（天皇が）令發給。今夜、令修泰山府君祭（并天曹地府祭等）（賀茂）在宣、泰山府君祭。季弘、天曹地府。

二十二日丁卯、此日、申刻、参内。戌刻、退出。今日、主上、不發給。為悅、不少。然而、猶可始修御修法。

右の例は、鼠に齧られたのが「主上」の「御衣」で、宝劍は

どには重要ではないが、病氣中という時期も重要なと考えられる。常よりも、慎重に扱われた可能性が高い。

（二）国家的寺社の物を齧る、掘り出す 附災害

さて、このような「鼠損」の怪異は、平安京や近郊だけではなく、伊勢神宮、石清水八幡宮など、国家に関わる大寺社からの報告もあつた。やはり、場所と対象物ゆえである。但し、後者は十二世紀初頭以降にしか見られない。

まず上賀茂の例が見える。鼠が「賀茂の上社の中（二番目）の鳥居の内（内側）の土」を掘つて、いたので、その場所を神社の人々が更に掘つたところ、古銭が見つかった。藏人頭の説明によると、「御占」（正しくは「御卜」。軒廊の御卜である）は、その掘り出したこと自体と、これらを「改鑄」することの「吉凶」だった。後者については、「諸道」にも「勘文」の提出が命じられた。

○『小右記』一条天皇・永延元年（九八七）三月条

十四日、丙子。假二。參院（円融法皇）。左府（源雅信）。右將軍（藤原清時）、參入。（中略）左府、被談云、「去八日（庚午）、賀茂上社中鳥居内出（土力）、鼠掘所、人々相集、掘出、有二種錢。一文云、神功開宝。一文云、和銅開珎。一文云、万年通宝」。（中略）

十六日、戊寅。參内。（中略）頭（藤原）安親云、「賀茂錢事、右府（藤原為光）、蒙仰、有御占事。又以件錢文、新令改鑄、吉凶、同有御占」。又云、「仰諸道、令進追勘文」

者。

『大日本史料』は、「十六日、戊寅 賀茂社頭ニ於テ、古錢ヲ發掘ス、依リテ、御トヲ行ヒ、又諸道ヲシテ勘申セシム」の綱文の下に、次の二書を挙げてゐる（『日本紀略』は、後半の意味の切れ目を変えた）。

○『日本紀略』永延元年三月十六日条

右大臣以下、参伎座。定申賀茂上社禰宜賀茂在実、於社頭鳥居側、掘往古錢七百八十二文、獻公家。其文、有三。和銅開珎、万年通宝、神功開宝。召神祇官、陰陽寮、令占卜之。可通用否事、又令下諸道、勘申之（神祇官・陰陽寮を召し、之を占卜せしむ。通用すべきか否かの事は、又諸道に下し、之を勘申せしむ）。

○『百練抄』同日条

諸卿、定申賀茂別雷社（上賀茂）鳥居側、掘出往古錢七百八十文事、可令諸道勘申之由、宣下。

この二つの史料から、軒廊の御トであったことが確認でき、「古錢」の数「七百八十（二）」や、朝廷に献上したのが「禰宣の賀茂在実」であったことが、新たにわかる。しかし、人が「掘り」出すきっかけとなつた「鼠」の行動については、一切省かれている。「古錢」の大量発掘 자체が怪異であり、「鼠」は消してもよい存在であったわけである。

次は、共に伊勢神宮の「別宮」、つまり「アラ祭の宮」（荒祭宮。内宮の北方にあり、天照大神の荒御魂を祭る）の「御衾」

の「鼠」による被害である。その新調と、「奉幣」が行われた（三

日が日時勘申、七日が發遣）。なお、この記事の「軒廊の御ト」は、鼠の怪異ではなく、小さい「鎧」が地面から突き出しているという外宮のほうの怪異による。

○『中右記』堀河天皇・長治元年（一一〇四）十月三日条

（前略）入夜内大臣（源雅実）被参伎座。伊勢奉幣日時、被勘申。是、別宮御衾、為鼠為損。仍、調改、被献。又奉

幣也（來七日云々。右中弁長忠朝臣、奉行）。又被行軒廊御ト。是伊勢豊受宮（外宮）、小鑄一戸突出也。若是地鎮（ちちん）物歟、將小童部所為歟。依不審、所被行也。（後略）

○『殿曆』同年十月七日丁未条（『中右記』に関連記事あり）

天晴。今日、臨時伊勢奉幣也（件奉幣、アラ祭宮御フスマヲ、鼠食也。仍、被立奉幣）。上卿、内府（源雅実）。余（藤原忠実）、御拝、有宿所。今夜、侍宿。天文奏、（安倍）宗明、持來。

また、次のように伊勢の「例幣」の際に、「御倉」の被害の対処法を添えた例もあるが、何が鼠に齧られたか、詳細は不明で、穀物とは限らない。

○『殿曆』鳥羽天皇・元永元年（一一一八）九月十一日庚寅条

天晴。依物忌固、不出行。今日、例幣。上卿、右大将（藤原家忠）。有別辞、送宣命。月読社御倉、為鼠、被食。件倉、改、被奉之由也。

鎌倉時代に入つても、伊勢神宮の「鼠損」が報告され、軒廊の御トが行われている。例えば、建長二年（一二五〇）一月四

日、大神宮（内宮）の幣物が鼠損し、御裳濯河^{みもすを}が紅色に変じ（吾妻鏡）同年三月二十日条）、同四年五月十八日、豊受大神宮の神衣の鼠損を軒廊にトし、同六年八月二十九日、大神宮の御衣の鼠損を軒廊にトした（共に『百練抄』）。

次に、石清水八幡宮及びその神宮寺の例を見ておく。

○『石清水文書』五・宮寺縁事抄・八幡宮寺怪異并不淨等事

永久四年（一一一六）三月廿九日、宝殿御簾、鼠喰損事。

大治二年（一二二七）六月廿二日、御帳帷鼠喰損、狐鳴事。

共に、次のように日記にも記されている。前者は、正確には「寺」（神宮寺）のほうの怪異である。後者は、「宮」で「南楼の下に狐鳴く」という怪異もあった。天皇個人の病氣及び疫病流行という凶事の予兆であるとの「御ト」の結果は、他の「鼠」の怪異に比べて深刻だが、「狐」の怪異もあり、「鼠」単独ではない。

○『殿曆』鳥羽天皇・永久四年（一一一六）四月十七日庚辰

条・裏書
八幡宮御簾、鼠喰損。仍、今夜、被行御ト。上卿、別当（藤

原宗忠）。

○『中右記』同・大治二年（一二二七）七月十三日庚子条
有奉幣八幡宮。上卿、源中納言（顕雅）。行事、左中弁実親。是、御帳帷、鼠喰損事并南楼下、狐鳴事、御ト所告、神事

不淨・不信、公家（鳥羽天皇）御藥、天下病事者。使大宮

亮実明朝臣。

また「簾」や「帳帷」以外に、神宝なども「鼠」に齧られた。

○『石清水文書』五・宮寺縁事抄・放生会四
皇代記、治承四年（一一八〇）八月十五日（放生会）、西
御前御釵袋・御茵・鼠喰。

○『石清水八幡宮記録』皇代記下

建久七年（一一九六）九月五日、八幡神宝、鼠喰事。

○『師守記』貞治元年（一一三六）十月二日条・師茂勸例
建久七年九月五日、被行軒廊御ト。是、石清水八幡宮所司

言上、去八月十七日注文称、内殿東御前御釵錦袋并御茵等、
為鼠喰損事也。

石清水でも、鎌倉時代に入つても同様の「鼠」の被害が続き、軒廊の御トが行われた（建暦元年二月三日御劍袋、奉幣使も発遣、仁治元年九月六日神宝・御劍袋等、仁治三年九月五日神宝等）。

賀茂社については、前掲の「古錢」以外には、平安時代の鼠による怪異の例が管見に入つてない。この点、十二世紀初頭に賀茂社の例が集中的に見られる「狐」とは違ひがある。鼠による怪異は、齧る、糞をするなど、要するに物品管理の徹底で防げるものなので、平安京が中枢であった期間は、問題が無かつたのであろう。古錢掘り出しは屋外である。但し賀茂社でもその後はあり、近世も、「食損」や、それによる天皇の物忌があつた。¹³

なお、軒廊で神祇官と陰陽師が占うのは、国家的寺社などでの怪異の他に、災害（災）がある。鼠の大量発生による農作物の被害はその一つだが、平安時代の例は管見に入らなかつた。

次の『都氏文集』唯一の「鼠」の例も、水害の様子の中で鼠に言及するのみで、鼠による「災」ではない。但し、天福元年（一二三三）夏に越中の田畠の鼠害が甚しかった（『民経記』同年四月二十九日条等）など、鎌倉時代以降には見える。

○『都氏文集』卷四・被災百姓加賑救詔
如聞諸國風致災。隣河之鄉、鼠居鳥樹之上、浜水之地、魚行人道之中。老弱没亡、不得其死、田園淹損、或破其生。

○『古今著聞集』二〇一七〇八「伊予国矢野保の黒島の鼠、海底に巣くふ事」
安貞の比（一二二七～一二三九）、伊予の国矢野保のうちに黒島といふ島あり。（中略）すべてかの島には、鼠みちみちて、島の物などもみなくひ失ひて、當時までもえつくり得侍らぬとかや。

（三）私邸の物を齧る、咬む、餌食・落とす、走る、もぐる
次は、管見に入った、日記における鼠の怪異の最も早い例である。皇子の例だが、場所は女御藤原安子の里第、つまり父親の師輔第である。

○『九曆』村上天皇・天暦四年（九五〇）閏五月十四日条・

憲平親王（冷泉天皇）三七夜儀（『御産部類記』所引）

此夜、当三七日夜。式部卿宮（重明親王）北方（藤原登子）女房、進向、奉問。隨身衣・襪各五襲（中略）破子廿荷（檜破子十荷、朱破子十荷）。（中略）請權律師実性、奉為今宮（憲平親王）、令修不動調伏法。伴僧八口。依御湯殿匏為

鼠被喫之恠也。

「今宮」憲平親王は、五月二十四日庚寅の「寅の恠」に誕生し、「陰陽助平野宿祢茂樹」と「權助秦連茂」が勘申した「辰の二点」に「御湯殿の調度」を作り始め、「未の恵」に「匏四口」を含めて準備が整い、最初の「御沐浴」は「卯方」即ち東方で汲んだ水で、「戌の二点」に行われた。その後、「御湯殿の儀」が閏五月一日の「第七夜」まで、毎日「朝暮（夕）」続けられ、五日には「中宮」（太皇太后藤原穏子）による「産餉」（産養）が行われた（以上「九曆」）。

十四日は、「三七夜の儀」に当るが、「御湯殿」の「匏」（柄杓用の瓢箪）が、「鼠の為に喫らるる恠」が発覚した為に、外祖父師輔が実性を呼び、僧八人を従えての密教修法の一つ「不動調伏法」を行わせた。今日からとは書かれていないので、修法は一日で終わったのだろう。「恠」として扱われたのは、ひとえに物と時ゆえである。式占の有無については不明である。

さて、私邸や藤原氏関係の鼠の怪異の例は、十世紀中には他に見えない。この間に多いのは、主に鷺・鳥や、牛・犬などによるものである。稀に鹿・猪もある。十一世紀以降に、鼠による怪異の例が見えるようになる。

道長は、長和元年五月二十九日の「夕」に「重惱」を発症し、六月四日「夕」に「上表」した。九日未明、道長が法成寺に渡る為、光榮が反閑をしているところに、「鷄」が「死鼠」を落とした（光榮に従う道長の二三歩前）。このことを、資平は「不吉の徵か」と実資に述べている。但し、これも前掲の平安末期

の天皇の二例（本節（一）末）と同じく、道長の重病中という条件が加わっている。

○『小右記』三条天皇・長和元年（一〇一二）六月条
八日、甲辰。（中略）午剋許、右衛門督（懷平）告送云、「左相府（道長）發煩之由云々。參入、可示送子細」者。晚景、（懷平）示送云、「（道長）被惱体、十倍」昨。有非例之御詞。人々歎息。以頭弁（源道方）、被奏可被留表之由。比叡御社、有物恠者。資平、亥時許、來云「皇太后（彰子）、戌剋、渡給左相（糸毛御車）。諸衛・卿相・侍從、供奉、如例」。又云、「或云、『相府、極重被惱』。有不尋常之詞。似狂言」云々。今曉、乘車、被渡御堂。光榮、反閑之間、鵠落死鼠。光榮、傾寄。誠是不吉徵歟」云々。今夜、重上表。亦云、「与左少將（源）朝任、於西中門辺、清談。佇立之間、人魂、出自相府住屋上、指北、去。朝任、見之、告之、驚見有。光榮、不憚見」者。（中略）

十一日、丁未。（中略）相府（道長）謗經僧陽邦、來談雜事。次云（中略）又云、「去九（八カ）日未明（後日）、光榮云、「寅剋」者、光榮朝臣反閑、相府行歩。光榮前行、次、相、從比、出、反閑中、鵠落死鼠。去相府前、二三歩許。見者、為怪。但、吉凶、後日可知。件事、前日（八日）所聞。子細、陽邦師所談、仍記。光榮朝臣云、「昨日（十日）、左府、被參法性寺。入堂之間、蛇落於堂上。其蛇、差大。誠是恠歟」云々。

「死鼠」が落ちてきた後にも、「人魂」が道長第の屋根の上

に出で、「北を指して」去つていつたり、十日に道長が「癰病」の疑いによつて「法性寺」に詣でた際、堂に入ろうとした時に大蛇が落ちてきたりしたという。その後、道長の病は続き、「春日御社」の「恠」、道長が「陰陽師五人」を使って「呪詛」されているとの「落書」、病を「喜悦」する「卿相五人」がいるとの噂、道長及び親近者の邸第の「虹の恠」などがあつたが、平癒した（同時期に煩つてた大江匡衡は死去）。なおこの間、『御堂闇白記』には記事が全く無い。

さて次の実資郎での鼠の怪異は、式占の結果が引用されている。第一節（五）で述べたように、平安時代は鼠による紙類の被害の記録が少なく、管見に入つた唯一の例でもある。「天岡」「大吉」「河魁」「功曹」は、六壬式盤の天盤上の十二月将、「勾陳」「騰蛇」「太陰」「朱雀」はそれらに対応する十二天将である。

○『小右記』寛仁元年（一〇一七）九月条

十一日、乙卯（中略）今日、卯時（見付時）、鼠喰損一卷（下堺下唇、不及文字）。（安倍）吉平、占云、「今日、乙巳。時、加卯（見恠時）。天岡（初伝）、臨乙（為用）。將、勾陣。中（中伝）、大吉、騰蛇。終（終伝）、河魁、太陰。御行年、寅上、功曹、朱雀。卦遇、伏吟・五墳・四殺・飛禍。推云、已身（実資）及怪所卯・午・酉年人、可慎病事哉。期、今日以後廿五日内、及明年三月・八月節中、庚・辛日也」。（中略）

十五日、庚戌、今・明物忌（一日鼠恠）。吉平、覆推云、「卯・午年人、可慎病事。余者、可致用心、可慎口舌事」者。仍

只開西門。近門等、不開。

邸内の何かの巻物が鼠に喰われていたことが、九月十日「乙」(木)の「卯の時」に発覚した。「下の堺(界線)の下」の部分だけであり、「文字」の部分は無事だったという。安倍吉平(晴明男)に早速、式占を行わせ、その結果により、今日から二十五日以内と来年の節月(三月・八月)の「庚・辛」(金)

が、家長の実資と、邸内の「卯・午・酉年の人」の「物忌」となった。直近は、九月十五日・十六日である。但し、十五日に吉平が再度占つたところ(覆推)、深刻な「病事」の可能性があるのは「卯・午年の人」だけで、他は軽い「口舌の事」を慎めばよいと出た。よつて、正門である「西門」は開けたのである。実資は天徳元年(九五七)丁巳生れで当たつていなかつたが、怪所の統括者なので、物忌をしなくてはならなかつた。十日後の九月二十五日は、「物忌」の語が無く複数の訪問者はいるが、外出はしていない。二十六日は、仁王会僧名定の為に参内するが、本来物忌すべき日であつたことは、同日条の「少将(藤原)兼房、持來前日借釵。從北門外、退去。依閑門。今日、不獲止(止むを獲ず)、可參内。仍修諷誦清水寺。未終剋、參内」の傍線部からわかる。

次は、実資の娘が、鼠に「指」を噛まれて血が出たという例である。前掲『医心方』(第一節(五))にも处方が見えた。

○『小右記』万寿二年(一〇一五)十一月二十八日条

今晩、小女(千古)左方人指々、鼠噛血出。依侍医(和氣)相成申、煮甘草、傳其汁。又云、「猫矢(糞)燒灰、傳良」

者。甘草、有驗。仍、不傳猫矢。痛苦、平癒。陰陽師(中原)恒盛、占云、「無殊事。若乾・巽方神明祟歟。依未奉仕、所驚歟。」覆推云、「北野歟」者。「非有事懼」者。

「侍医」和氣相成の指示により、「甘草」の煮汁を塗つたところ、効果があり、痛みが治まつたので、もう一つの「猫」の糞を焼いた灰を塗るという治療法は行わなかつた。

また「陰陽師」(ここは官名)の式占は、まず「殊なる事無し。若しくは乾・巽の方の神明の祟りか。未だ(神明に)奉仕せざるに依り、驚かす所か」と出て、再度占うと、崇るのは具体的に「北野」(乾)と出たが、「懼るる事有るに非ず」ともあり、北野社への奉幣なども物忌も行つていない。実資の鍾愛する娘でも、鼠については軽い扱いだつた。

なお、「御堂閑白記」には、「鼠」の怪異は無く、他の日記を見ても、藤原氏の寺社や機関での「鼠」の怪異は無い。但し少なくとも鎌倉時代には、『百鍊抄』承元二年(一二〇八)四月二十七日条や建長二年(一二五〇)四月三十日条等の軒廊の御トの記事によると、吉田社から神衣や神輿等の「鼠損」「鼠食損」の報告があつた。

次は、十二世紀の私邸の例である。未明に、忠実と妻の間を「鼠」が通り抜けた。誰かが通常は忌むべきことだと言つたので、陰陽師安倍泰長を呼び、式占を行わせたところ、特に問題は無いとの結果であつた。その後、泰長は、呪詛の厭物を廃棄する時と同じように、「河原」で「鼠」の「祓」を行つてゐる。誰かの進言もあるが、忠実はこの日「堅固の物忌」であり、妻

も十七日から「不例」だった為に、慎重に対処したか。やはり追加条件があつたのである。

○『殿暦』天永三年（一一一二）八月二十一日乙巳条

天晴。依物忌、不出行。酉剋許、宮律師增賢、來、祈女房（源師子）。有驗。（中略）藏人所、所、宛、於中納言（忠通）方侍、有此事。余（忠実）方、堅固物忌故也。（中略）裏書、

寅剋許、女房与余之中、鼠走渡。人云、「世人、忌也」。仍、如本追帰後、件鼠補取、召陰陽師（安倍）泰長、給之。又加ト。無別事。但、件鼠、於河原、祓之云々。

なお鎌倉幕府でも、「鼠損」を忌避し、陰陽師が対処した。

次の例では、藤原頼経の「御衣」を食い切つたので、式占を行ひ、「病事を慎しましめ給ふべし」との占い結果に基づき、延命祈願の泰山府君祭を行つてゐる。

○『吾妻鏡』貞応二年（一二三三）四月条

十一日癸未、若君御衣、鼠食切之。今日、巳刻。石山禪尼、奉見付之。

十六日戊子、今曉、被行泰山府君祭。是、鼠奉食御衣事ト、筮之處、可令慎病事給之由、依占申也。

（四）怪異占のパターン化

しかし、室町時代の陰陽道書『吉日考秘伝』になると、「鼠」に齧られたりすることが何の前兆なのか、式占によらず、後掲のようにパターン化している。前掲『殿暦』の忠実夫婦の間を、鼠が走りぬけたのを、「世の人、忌むなり」と人が言つたとい

うのが、その萌芽であろうか。「鼠」の後の「犬」についての部分の、「犬、床帳内、主夫婦別離」（犬が寝室にいたら、夫婦が別れる）というのが、やや近い。

また、予告された凶事は「口舌」「病」など、式占と同じだが、式占では稀な吉事も少なからずあり、吉凶両方とされている点が注目される。

○『吉日考秘伝』百怪吉凶第六十七（改行した）

鼠咬人帽子・巾帶・衫領者、主得横財。吉事、百日内、至。

鼠咬人鞋襪・履屐者、主得財帛。又行人（旅中の者）至（無事に到着する）。大吉。

凶。

鼠咬人箱籠・厨櫃者、家先鬼求食、主女人暴事。卅日至、凶。

鼠咬人衣服・裙袴者、家有喜事。又行人回（無事に帰宅する）、還信（返信）至（無事に届く）、吉。

鼠咬人手足、及汎人身行、并牽人頭髮、主病疾・官事。六

十六日至、凶。

鼠咬人薦席者、主家破・人口（噂）・死亡。百日内、凶。

鼠、啣兒・落地者、家主火盜（火事や泥棒）・驚恐事。六

十日内、凶。

鼠、无故（あいのゆゑ）死者、主人口・卒暴・火盜事。凶。

鼠、於夜間并日中、忽自落地、鳴者、主得横財。百歩内至、吉。

鼠、忽咬男女触衣者、主捨（まつ）得人宝物・財帛。百日内至、大吉。（後略）

子鼠が落ちてくる、鼠が故無く死ぬなどもあるが、やはり「咬む」ということがほとんどである。

このパターン化の一因は、陰陽師に式占を依頼できない層への吉凶意識の普及だと考えられる。その一部が「茶柱が立つと吉」「蛇の抜け殻を得ると金持ちになる」や、くじやみの回数に意味を見出すなどの今日の縁起担ぎに繋がる。しかし、これらの一因は、類書にも引かれた『百怪占書』にあり、すべてが中世になつて生まれた発想というわけではないことにも留意すべきだろう。なお「百怪吉凶第六十七」の「占鴉鳴法」も、「東方朔曰」から始まる。

○『初学記』鼠（『藝文類聚』にナシ）

徳明『南康記』曰、南康英山石室、有金鼠。時、見。『百怪占書』曰、鼠昨人衣領、有福至（福の至ること有り）。

おわりに

以上、平安時代の「鼠」の諸相を見た上で怪異を取り上げた。

九世紀までは「白鼠」の吉祥の報告はあったが、大量発生して農作物などに害がでる「災」の例は、平安時代には見えなかつた。鼠による怪異は、物を齧つた「鼠損」の例がほとんどだつた。宮中だけでなく、伊勢神宮・石清水八幡宮などの国家的寺社からの報告もあつた。日記には、私邸での例も見られた。基本的に陰陽師による式占が行われている。

怪異の中には、例えば樹木の突然の枯倒など、場所や時によらず、それ自体が不可解、不吉なものがある。しかし鼠の場合

は、大量発生や大移動は別として、行動そのものは、生態としては身近な一般的なものばかりである。怪異が、いかに場所・物・状況などに拘るものかが端的にわかる例と言える。それらに加えて、重病中であるなど、タイミングも忌避する重要な要素であった。換言すると、「鼠」の怪異 자체は軽いものだつた。占いの結果や対処法も、あまり深刻ではない。鼠の卑小さ、卑近さが、ここにも影響しているのだろう。

「鼠」は身近な存在であつたものの、文学作品においても、無常を表わす歌語「月の鼠」（中期以降）を除くと、例が少なく、卑下の表現とはなるが、非難の素材としてもあまり使われず、むしろ今日に繋がる可愛いイメージの萌芽があつた。これらも怪異における軽視の一因として、付け足しておきたい。

注

（1）『口遊注解』（幼学の会編、勉誠社、平成九年）に拠る。

他是以下の通り。史料は『続群書類從』『新訂増補国史大系』

『平安遺文』『史料纂集』『大日本古記録』『史料大成』漢籍は基本的に明治書院『新編漢文大系』、類書は『藝文類聚』は上海古籍出版社版、『初学記』は中華書局版、『諸本集成』倭名類聚抄（臨川書店）、医書は『国宝半井家本医心方』（オリエント出版社、平成三年）、『群書類從』、陰陽道書は『日本陰陽道書の研究』（中村璋八氏、汲古書院、昭和六十年）。散文は、『新編枕草子』（津島知明氏校訂、おうふう）以外、小学館『新編日本古典文学全集』所収作品は

それに拋り、他は岩波書店『日本古典文学大系』『新日本古典文学大系』に拠った。『古今著聞集』は『新潮日本古典集成』。『今昔』は『新大系』だが平仮名に変えた。和歌関係は基本的に『新編国歌大觀』。一部、途中で示した。

(2) 山下克明氏「陰陽師が使つ式神の実態をめぐつて」(『鴨東通信』第96号、平成二十六年十二月)

(3) 拙稿「上代の鼠の諸相——『古事記』で大国主を火難から救うのが母鼠である理由——」(『札幌国語研究』第18号、平成二十五年八月)で扱つた。一部、本稿と重複する。逆に先行研究は、再度引くべきものもあるが、こちらに拠られたい。

(4) 二十三代集に広げても、『続詞花集』戯咲の贈答歌「うち見れば鼎の足に似たるかな化けむ鼠」になりやしなまし」(九六八・法橋忠命・物へ詣でける女房三人ありけるが、三角に立ちてもの言ふを見て、言ひやりける)、「うち見れば鍋にも似たる鏡かな つくまの数に入れやしなまし」(同・九六九・返し・女房)のみである。滑稽であり、恐ろしくはない。

(5) 江戸末期には、「猫の子は鼠取るまで 成りにけり 何に暮らせし月日なるらむ」(香川景樹『桂園一枝』花・雑体・九七八)がある。

(6) 佐伯梅友・村上治・小松登美氏『和泉式部集全瓶』正集篇(笠間書院、平成二十四年)。

(7) 西山良平氏「平安京の動物誌」(『都市平安京』京都大学

学術出版会、平成十六年)は、主に六畜のうちの馬・牛・犬と、それ以外の狐・狼・鹿が取り上げられ、兎・猫も見えるが、猪や鼠(鳥・鷺)には言及されていない。

(8) 「小鼠の夜々の騒ぎに端破れて内外隔てぬ古簾かな(加納諸平『柿園詠草』二・雜・九六四・簾)、「小夜中の嵐の音に紛れ入りて臥庵こぼつ冬の野鼠」(大隈言道『草径集』上巻・四三五・鼠)、「終夜くみ入の鼠騒ぐなり隙間の風はなれも寒しや」(井上文雄『調鶴集』冬の歌・五三二・冬獸)、「下冴えて寝られぬ冬の枕上鼠の物を食む音のする」(同・雜の歌・八七八・にくき物)。

(9) 拙稿「平安時代の狐——類書、幼学書、家宝『小狐』、けなげさ他」(『伏見稻荷大社』朱)第52号、平成二十一一年三月)参照。

(10) 「成す事も無くて人をも恐れぬはこれや社の鼠なるらむ」(『調鶴集』雜の歌・八七三・ある禱宜の誇らしげなるを憎みて)。

(11) 今浜通隆氏「平安文学と『世説』」(『日本文学研究』第17号、昭和五十六年十一月)。

(12) 「鼠の賦」にも、「或は鈴を頸にさげて、児童の戯となり」とある。

(13) 『大日本史料』によると、寛延二年(一七四九)九月九日に、上賀茂の神宝・神座等、數種鼠喰損の由を官司が注進し、桃園天皇が五日間の謹慎となつた。

付記 本稿は、「古典文学とネズミ——平安時代と和歌を中心
に——」（北海道教育大学公開講座「文学に見られる身近
な動物たち——ネズミ」第4回、於北海道教育大学札幌校、
平成二十年八月三十日）の資料に、詩文と怪異の例を若干
追加し、他の時代の例を一部省いた。